

## 第3章 全体構想

### 3-1 都市づくりの理念と目標の設定

#### 3-1-1 都市づくりの理念

本市の歴史は、古くは城下町として商業、農業を中心に繁栄してきましたが、明治21年に東海道本線が開通し、刈谷駅が設置され、大正3年には三河鉄道（現名鉄三河線）が開通するなど、交通の要衝として発展し、地方商業都市的色彩を濃くしてきました。

文化的資源としては、長い歴史を今に伝える数々の文化財や伝統ある郷土祭りなどがあり、貴重な歴史的遺産に触れることもできます。また、市民のスポーツ振興のための施設や生涯学習のための施設など、文化的施設も充実しています。

自然環境としては、小堤西池や緑豊かな洲原公園など、希少な自然環境が守られています。

産業においては、高度経済成長とモータリゼーションの進展が相まって、自動車関連産業の集積地として飛躍的な発展をとげ、愛知県の経済発展の先駆的役割を果たし、世界をリードする創造的な産業拠点をめざす愛知県の中核都市として、重要な地位を確保しています。

将来的にもこれらの歴史・文化や自然の貴重な資源を守り、そして活かしながら、人口減少社会、少子化及び高齢化の進展、地球規模での環境問題の深刻化など、大きな時代の流れに対応し、人と自然が共生したまちづくりを進める必要があります。

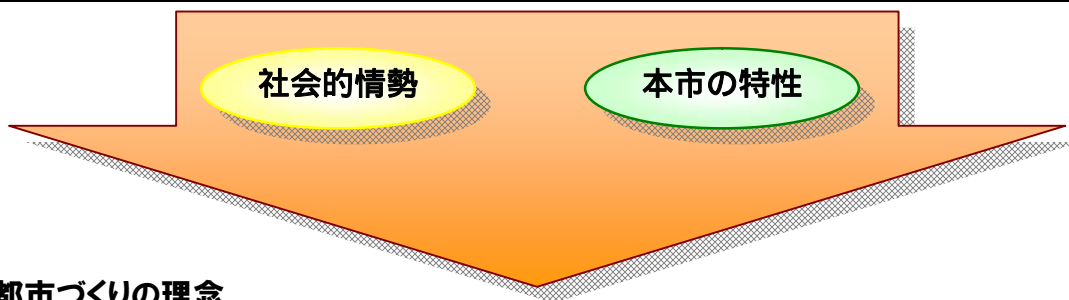
また、都市計画としては、「都市計画法」、「西三河都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「第7次刈谷市総合計画」における都市づくりの理念や基本方針に基づき、都市の質的成長への転換や高齢社会への対応に向けた市街地の形成（市街化区域内での住宅地の確保・集積、工業用地の市街地拡大）、低炭素・循環型社会の構築、安全・安心や環境に配慮した取り組みが求められています。

さらに、今後も本市の特徴である“ものづくり産業”の中心としての都市活力の創出や、人々の暮らしにおける生活の安心や快適の確保による良好な都市環境の創出により、本市の個性や魅力をさらに磨き上げ、市民がまちへの誇りや愛着を持ち続けられるような都市づくりを進める必要があります。

以上のことから、本市を取り巻く社会情勢の変化を見据えた集約型都市構造の構築をめざし、産業都市としての都市活力の維持・向上、都市環境の確保を図ります。さらに、本市が魅力あるまちとして今後も持続的に成長し続けていくことができるよう、行政のみならず多様な主体がまちづくりに参加し、市民力や地域力を発揮できるように、都市づくりの理念を設定します。

都市づくりの理念の設定

|                               |  |
|-------------------------------|--|
| <p>都市計画法による都市計画の目的・基本理念</p>   | <p><b>【都市計画の目的】</b><br/>「都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与する」</p> <p><b>【都市計画の基本理念】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林漁業との健全な調和</li> <li>・健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保</li> <li>・土地の合理的な利用</li> </ul>                      |
| <p>西三河都市計画区域の整備・開発及び保全の方針</p> | <p><b>【都市づくりの基本理念】</b><br/>「豊かな自然の中で、自立した生活圏と産業が連携して活力を生み出す都市づくり」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然的な環境のつながりの確保</li> <li>・モノづくり産業のさらなる集積と自立した生活圏の連携強化<br/>都市活動と自然環境が調和した持続可能な都市づくり</li> </ul>                                       |
| <p>第7次刈谷市総合計画におけるまちづくりの方針</p> | <p><b>【将来都市像】</b><br/>「人が輝く 安心快適な産業文化都市」</p> <p><b>【まちづくりの基本方針】</b></p> <p>基本方針1 都市と自然が織りなす住みよいまちづくり<br/>基本方針2 生きる力を育み生きる喜びを実感できるまちづくり<br/>基本方針3 人と技術で賑わいを創り笑顔で働き続けられるまちづくり<br/>基本方針4 支えあいみんなが元気で安心して暮らせるまちづくり<br/>基本方針5 市民と行政の信頼と協働で築くまちづくり</p> |



○都市づくりの理念

豊かな自然や歴史・文化的資源の保全に努め、人と自然の共生空間を創出する一方で、本市の特長である産業集積の促進、機能集積による拠点の形成、良好な居住環境の創出と、人・モノ・情報の交流拡大をめざすことにより、都市活力に満ち、誰もが安心して快適に生活でき、協働による魅力あふれる都市づくりを進める。

### 3 - 1 - 2 将来都市像と都市づくりの目標

本市の都市づくりの主要な課題は、「人口」、「都市構造」、「環境」、「安全・安心」の4つの視点で整理されます。

また、第7次刈谷市総合計画において本市のめざす都市像としては、「人が輝く 安心快適な産業文化都市」と位置づけられており、市民一人ひとりが暮らしやすさを実感でき、自らのまちに誇りを持ち、本市が魅力あるまちとして、今後も持続的に成長し続けていくことができるよう、行政のみならず多様な主体がまちづくりに参加し、市民力や地域力を発揮できるまちづくりをめざしています。

4つの課題に加えて都市づくりの理念などを踏まえ、本市がめざす将来的な都市づくりの方向性は、「工業都市、活力、環境共生」、「便利、魅力、各拠点への機能集積・活性化」、「集約型都市構造、都市機能の集積、豊かな自然、歴史・文化的資源」、「防災・防犯、市民参加」の4つにまとめることができます。この4つの都市づくりの方向性より、本市の都市づくりの目標としては、「ものづくり」、「快適」、「環境」、「安全・安心」の4つが抽出されます。

4つの都市づくりの目標から、本市の将来都市像を設定します。

本市の特性であるものづくり地域の維持発展に努め（＝都市活力の創造）、生活の安心や快適、環境との調和を図り（＝都市環境の更新）、ふるさとの歴史や文化を継承し、市民が主体（＝共生する）となって、環境や自然と共生した低炭素・循環型社会の形成を考慮したメリハリのある持続可能な都市づくり（＝持続可能）を実現させるために、本市の将来都市像を「**都市活力と都市環境が共生する持続可能なまち 刈谷**」と設定し、都市と自然が共存した魅力ある住みよい都市づくりを進めます。

将来都市像の設定

|            |  |   |  |  |
|------------|--|---|--|--|
| 都市づくりの主な課題 | 1. 人口に関する主な課題<br>2. 都市構造に関する主な課題<br>3. 環境に配慮したまちづくりに関連する主な課題<br>4. 安全・安心なまちづくりに関連する主な課題  |   |  |  |
|            | <ul style="list-style-type: none"> <li>計画的な市街地の拡大</li> <li>新しい産業の育成、研究開発機能などの工業の充実</li> <li>既存工業地の充実、新たな工業地の設置</li> <li>都市拠点、地域拠点の形成</li> <li>住工混在地域における居住環境の確保(土地利用純化、小規模な工場などの集約化)</li> <li>事業者へのエネルギー循環への取り組み推進の協力依頼</li> <li>市中心部への自動車交通の流入抑制</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>中心市街地の商業機能の活性化・充実</li> <li>住宅用地の確保や居住環境の整備</li> <li>各拠点の形成と交通ネットワークの形成</li> <li>公共交通重視の交通ネットワークの構築</li> <li>ユニバーサルデザインに基づく公共施設や道路環境整備の促進</li> <li>市民要望に対する環境整備(教育・文化・芸術、生涯学習など)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>中心市街地の機能強化、拠点の機能充実</li> <li>未利用地の高度利用・有効利用</li> <li>持続可能なまちづくり、資源の有効活用</li> <li>環境負荷の軽減に向けた取り組み</li> <li>自然的環境の保全・利活用</li> <li>積極的な緑化の推進</li> <li>まとまりある緑や水面の確保</li> <li>魅力ある公園、緑地、緑道の整備</li> <li>アメニティ空間の確保、農地景観の保全への取り組み</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>民間主導の市街地整備・開発の推進</li> <li>既成市街地、既成集落の基盤整備、都市防災性の向上</li> <li>地域住民の主体的な防災活動の推進</li> <li>高齢社会や子育て支援に向けた取り組みの推進</li> <li>安全・安心に暮らせる地域コミュニティの構築</li> </ul> |

○第7次総合計画

将来都市像 「人が輝く 安心快適な産業文化都市」

○都市づくりの理念

豊かな自然や歴史・文化的資源の保全に努め、人と自然の共生空間を創出する一方で、本市の特長である産業集積の促進、機能集積による拠点の形成、良好な居住環境の創出と、人・モノ・情報の交流拡大をめざすことにより、都市活力に満ち、誰もが安心して快適に生活できる協働による魅力あふれる都市づくりを進める。

|     |                    |                           |   |               |
|-----|--------------------|---------------------------|---|---------------|
| 方向性 | 工業都市<br>活力<br>環境共生 | 便利<br>魅力<br>各拠点への機能集積・活性化 | 集約型都市構造<br>都市機能の集積<br>豊かな自然<br>歴史・文化的資源 | 防災・防犯<br>市民参加 |
|-----|--------------------|---------------------------|---|---------------|

<目標>

ものづくり

快適

環境

安全・安心

<将来都市像> **都市活力と都市環境が共生する持続可能なまち 刈谷**

### 3 - 1 - 3 都市づくりの目標から施策の展開方針

“ものづくり”、“快適”、“環境”、“安全・安心”の4つの目標は、将来都市像を支える目標であり、都市づくりの方向性なども踏まえ“ものづくり”から「活力あふれるものづくりのまち」、 “快適”から「快適に暮らせるまち」、 “環境”から「環境にやさしいまち」、 “安全・安心”から「安全で安心して暮らせるまち」と4つの都市づくりの目標を定めます。

また、この都市づくりの目標を実現化するための施策の展開方針については、以下のとおりとなります。

#### ■ 活力あふれるものづくりのまち

##### ● 工業都市としての特長を活かした活力あふれる都市づくり

本市には中部圏のみならず、わが国の経済活動を牽引する自動車産業を担う製造業が立地しており、今後も“ものづくり”の拠点都市として、次代を担う先端産業や既存の工業集積の高度化、世界レベルでの産業技術の中核強化や研究開発機能の充実が求められています。

そのため、活力あふれる“ものづくり”のまちをめざし、本市の特徴である製造業をはじめとした既存産業の振興や、さらなる産業集積を促進するために新たな産業用地を創出し、周辺住宅地との環境の調和を図ることで、良好な工場の操業環境の確保と産業基盤の確立をめざし、工業都市としての特徴を活かした活力あふれる都市づくりを進めます。

##### ● 環境との共生をめざした工業都市づくり

地球環境に対する関心の高まりや国の取り組みなどを踏まえると、本市の基幹産業である製造業においても自然環境との共生が必要となります。特に、製造業における資材や製品など効率的な自動車輸送は、温室効果ガスの排出低減が図られます。さらに、事業者の協力のもとでの循環型の都市構造の構築や、積極的な緑化を推進するなど、環境に配慮した工業都市の構築が求められています。

以上のことから、産業振興に寄与する広域交通体系を強化し、物流基盤の確保による効率化・温室効果ガス排出抑制をめざし、中部国際空港及び衣浦港などの主要拠点との交流拡大を図ることにより、ものづくり産業の中心としての機能強化をめざします。また、事業者と行政の協働により、エネルギー循環型の都市構造の構築や積極的な都市緑化を推進することで、環境との共生をめざした工業都市づくりを進めます。

- 効率的な集約型の都市づくり

今後の都市づくりは、人口減少社会、少子化及び高齢化の進展、地球規模での環境問題の深刻化など、大きな時代の流れに対応し、生活の安心や快適、環境との調和を図る必要があります。これらに加えて、都市経営コスト（都市施設の維持管理や福祉施設などの行政コスト）の増大が懸念されています。

以上のことから、中心市街地への都市機能の集積による都市拠点の形成や、地域の拠点となる駅周辺などへの都市機能の集積を図り、各拠点を連絡する効率的な公共交通を重視した交通ネットワークを構築することにより、効率的な集約型の都市づくりを進めます。

## ■ 快適に暮らせるまち

- 誰もが快適に暮らせる都市づくり

本市においても将来的には少子化及び高齢化が進展し、いずれは人口減少に転じることが予想されます。また、市民ニーズは、心の豊かさや暮らしのゆとりを望む方向へと変化してきました。

以上のことから、子どもからお年寄りまで、誰もが快適に暮らしやすい生活を支える都市空間へと質的向上を図り、移動の円滑さの確保、歩いて暮らせる都市の形成及び行政福祉サービス等の充実が必要となります

- 魅力ある都市づくり

本市は豊かな自然環境を有しており、鉄道駅周辺には都市拠点としての様々な機能が集積しています。そのため、鉄道駅周辺においては市民の生活・交流の拠点や、まちの顔として機能集積による魅力を向上させ、豊かな自然環境を保全・利活用し、自立した生活圏の形成による都市活動と自然が調和した、魅力的な都市づくりを進めることが求められています。

特に、都市の量的拡大から質的成長への移行に向けた市街地の形成が必要であり、良好な居住環境の創出や教育・文化・芸術・レクリエーション等、多様な市民ニーズに対応した都市環境整備を進めることにより、行政のみならず多様な主体によるまちづくりを進め、今後も持続的に成長し続けていくことができる、魅力ある都市づくりを進めます。

## ■ 環境にやさしいまち

### ● 都市機能が集積した便利で魅力ある低炭素・循環型の都市づくり

本市が将来にわたり持続的に発展するためには、地球規模で深刻化する環境問題に対応した低炭素・循環型のまちづくりが必要とされます。そのため、低炭素型のまちづくりの推進や、高齢社会に向けた持続可能な都市構造の構築をめざします。

特に駅前や中心市街地などの多くの人が集まる拠点において、快適で機能的な都市空間を形成するための土地の有効利用・高度利用を推進し、経済・行政・文化等の多様な都市機能の集積を図ります。さらに、これらの拠点間及び拠点と周辺地区を結ぶ幹線道路や公共交通機関の充実など、交通便利性の向上を図ることにより、効率的で環境負荷が少ない、都市機能が集積した便利で魅力ある都市づくりを進めます。

### ● 豊かな自然、歴史・文化的資源と市民が触れ合う潤いある都市づくり

境川、逢妻川、猿渡川などの河川敷及び井ヶ谷丘陵地を中心とした樹林地、池沼など、希少な自然環境を有しており、これらの自然環境は都市に潤いやゆとりをもたらすという、非常に重要な役割を果たしています。

また、旧城下町として長い歴史を有し、愛知教育大学などの教育施設や生涯学習のための文化施設などが充実しています。

こうしたことから、今後は、自然、歴史、文化資源の調和に努め、これらを活かした都市景観の形成を進めながら、緑化の推進などにより緑ゆたかな自然環境の保全・整備に努めます。また、水辺空間などの利活用により市民の憩いの場を形成し、市民と自然が触れ合う機会を創出し、潤いある都市づくりを進めます。



## ■ 安全で安心して暮らせるまち

### ● 災害に強い安全・安心な都市づくり

近年頻発している異常気象に起因した自然災害の発生や、東海・東南海地震の発生が危惧されている中で、人々の安全・安心を確保することが非常に重要となっています。そこで、本市においては大規模な自然災害などに対し、防災上危険な地区において道路や公園などの都市基盤整備を進め、戦略的に水や緑の空間を確保することで、市民が安心して暮らせる災害に強い都市づくりをめざします。

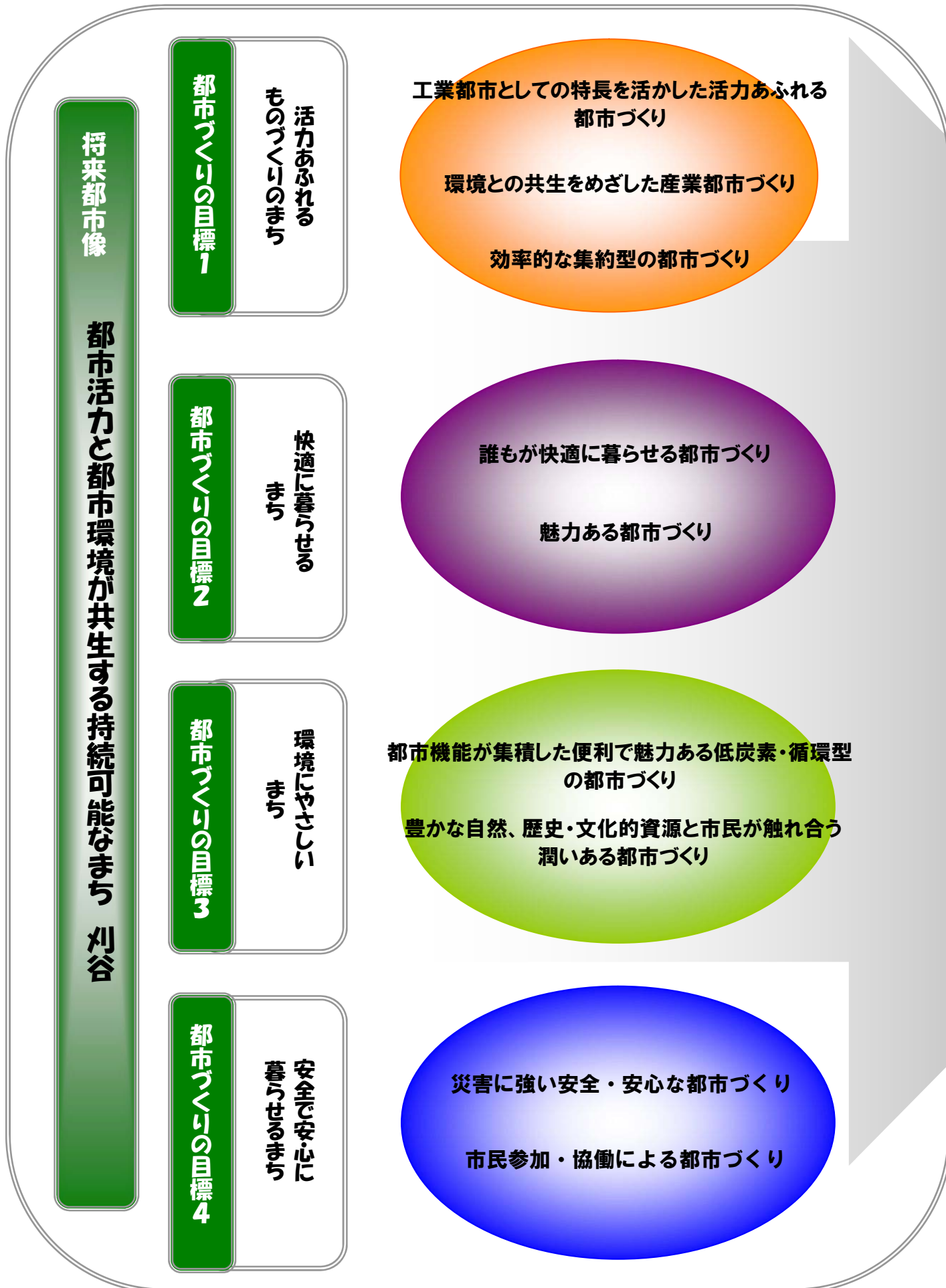
高齢化が進展する中で、防災面や防犯面での安全・安心を確保するためには、地域における住民の連携が必要不可欠となっています。そこで、地域ぐるみの防災・防犯機能を強化するため、地域コミュニティの維持・充実を図るなど、総合的な取り組みを推進し、災害に強い安全・安心に暮らせる都市づくりを進めます。

### ● 市民参加・協働による都市づくり

本計画を推進し、本市がめざす将来像を実現するためには、行政のみならず、まちづくりに対する市民や事業者の理解と協力が不可欠です。特に、地域や地区レベルのまちづくりにおいては、市民の考えをまちづくりに反映させるため、市民の積極的な参加が求められています。多様な主体がまちづくりに参加することで、市民力や地域力を発揮できる仕組みの構築を進めます。

このため、本市では、市民参加・協働のまちづくりを重要な手段として捉え、市民参加による様々な都市計画の制度（地区計画、都市計画の提案制度）を活用し、市民や事業者が積極的に参加し、まちづくりの主体となることができる環境づくりをめざすことで、市民参加・協働による都市づくりを進めます





＜分野別の基礎的方針＞

①都市機能の方針

- 中心市街地の都市拠点としての機能集積・充実(様々な都市機能の集積、都心居住の推進)
- 都市拠点として鉄道駅周辺の都市機能の充実
- 既存の都市基盤を活用した持続可能なまちづくりの推進(都市経営コストの効率化)
- 計画的な市街地の形成(人口増加への対応に向けた新市街地の形成、新しい産業の育成・研究開発機能などの工業機能の充実・拡大)

②土地利用の方針

- 計画的な市街化区域の拡大(新たな人口増加に対応した新市街地の拡大、既存工業地の充実や新たな工業地の計画的拡大)
- 住工混在地区域における居住環境の向上(用途混在地域の土地利用の純化)
- 市街化区域内における低未利用地の高度・有効利用の推進(中心部の有効利用・高度利用等による居住機能の強化、良質な住宅用地の確保)
- 市街地内に点在する小規模な工場などの集約化
- 市街地外における営農環境の維持・保全、貴重な自然環境の利活用・保全

③都市交通の整備方針

- 総合交通対策の推進による歩いて暮らせるまちづくりの推進
- 都市拠点と地域拠点を結ぶ交通ネットワークの強化、広域交通体系の構築(幹線道路網の整備)
- 公共交通機関の充実・利用促進による公共交通重視の交通ネットワークの構築
- 交通結節点における機能強化(駅前広場、駐車場、駐輪場の整備など)

④公園・緑地の整備方針

- 暮らしを守る緑の整備(運動公園、総合公園の拡充や魅力ある公園、緑地、緑道の整備など、井ヶ谷丘陵地や河川・ため池等を活用したレクリエーション機能の充実(水辺空間の環境改善・利用促進)
- 身近にふれあえる緑の確保(都市緑化の推進)

⑤市街地整備の方針

- 市民が主体となった土地区画整理事業や地区計画などによる市街地整備の推進
- 土地利用方針に基づく計画的な市街地整備、計画的な市街化区域の拡大(線引きに基づく市街地の拡大)

⑥自然環境の保全の方針

- 豊かな自然の保全(希少な自然的環境、生物多様性などの保全や利活用、まとまりある緑や水面の確保、緑地・農用地の確保・保全)
- 自然環境と都市活力の両立(限りある資源の有効活用と環境負荷の軽減へ向けた取り組みの推進)

⑦都市防災の方針

- 災害に強い都市基盤施設の整備(既成市街地の再整備と集落の基盤整備による防災性の向上、水害や地震災害に対する安全性の向上)
- 防災を支える地域コミュニティの維持・ネットワークづくり(地域住民の主体的な防災活動の推進、市民が安全・安心に暮らせる地域コミュニティの構築)

⑧都市景観の方針

- 刈谷市らしい景観の形成、景観要素の維持、保全

⑨その他都市施設整備の方針

- 河川整備、下水道整備の推進(浸水対策の強化、雨水の有効利用促進)
- 文教施設の整備(校舎などの改築、改修)
- 都市施設の整備、改修、改築の推進(周辺環境に配慮した斎園・市民墓苑の整備、焼却施設などの整備、水道施設の維持・管理)

⑩住民参加・協働の方針

- 市民の参加と協働の推進(市民からの提案や市民が主導となった事業推進)



### 3-1-4 将来都市フレーム

#### (1) 人口フレーム

本市の人口は、平成32年において159,000人と想定します。



※平成20年までの実績値は住民基本台帳と外国人登録の合算による人口・世帯数

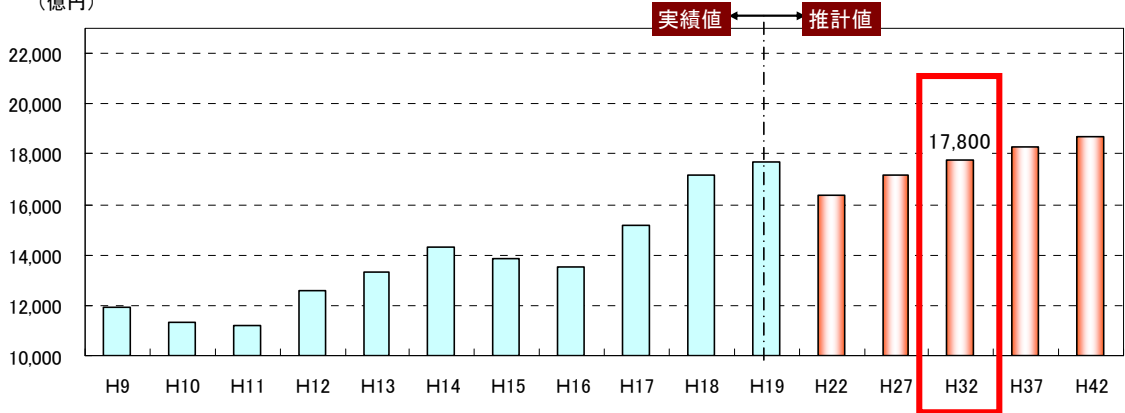
総人口・世帯数の見通し

#### (2) 産業フレーム

工業地は将来製造品出荷額等を基に、商業地は将来商業年間販売額を基に想定します。

##### 工業

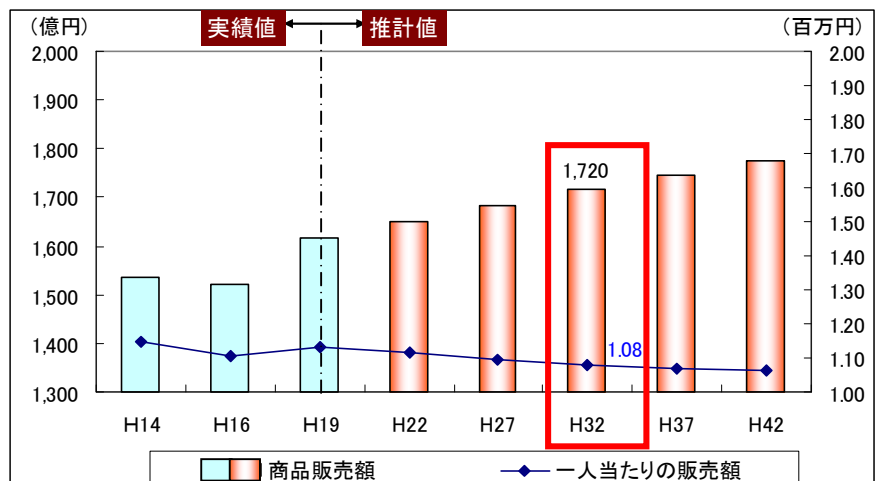
平成32年の製造品出荷額等は約1兆7,800億円を想定します。



製造品出荷額等の見通し

##### 商業

平成32年の商品販売額(小売業)は約1,720億円を想定します。



商品販売額の見通し

## 3-2 将来の都市構造

### 3-2-1 都市構造の考え方

#### (将来の都市構造の考え方)

本市は堅調な産業基盤に支えられ、今後も人口は増加すると見込まれますが、65歳以上の高齢化率が一層進展することや地球環境にやさしい都市構造の構築も望まれています。そのため、既存の市街化区域における土地の高度有効利用を図るとともに、製造業を中心とした産業の維持発展と増加する人口への対応、都市基盤の整備費や維持管理費といった都市経営コストや環境負荷を抑える効率的な都市構造の構築を進めます。さらに、市民生活に必要な都市機能が集約することで、自動車に依存せずに、誰もが暮らしやすい持続可能な都市づくりをめざす必要があります。

本市の中心地域には、世界有数の製造業の本社が複数立地していることから、人・モノ・情報が集積し、多種多様な交流が生まれています。また、刈谷駅及び刈谷市駅周辺は、市民生活に必要な商業・業務、医療・福祉、文化、行政などの様々な機能が集積しており、既に産業・就業や市民の生活の拠点となっています。その一方で、中心地域への連携については、地形的な条件から南北の連携が重要であり、人や物流が円滑に移動できるネットワークの確保が必要となっています。

今後は、まちなか居住の推進や来訪者の増加による賑わいの創出をめざし、郊外における商業施設等の立地を抑制し、本市が持つ多様な交流や、都市拠点となる中心市街地の既存の都市機能のさらなる充実を図ります。また、地域拠点の形成をめざし、鉄道駅やバス停周辺は、地域の生活上必要な商業、医療・福祉、文化、行政などの公共公益施設を充実します。

さらに、都市の骨格を形成する都市軸や、水と緑で形成される環境軸によって、中心市街地と様々な拠点や地域との連携を図ることで、地域の特性、既存ストックや集積を有効活用した、集約型都市構造の構築をめざします。

(拠点及び各ゾーンの配置と連携の考え方)

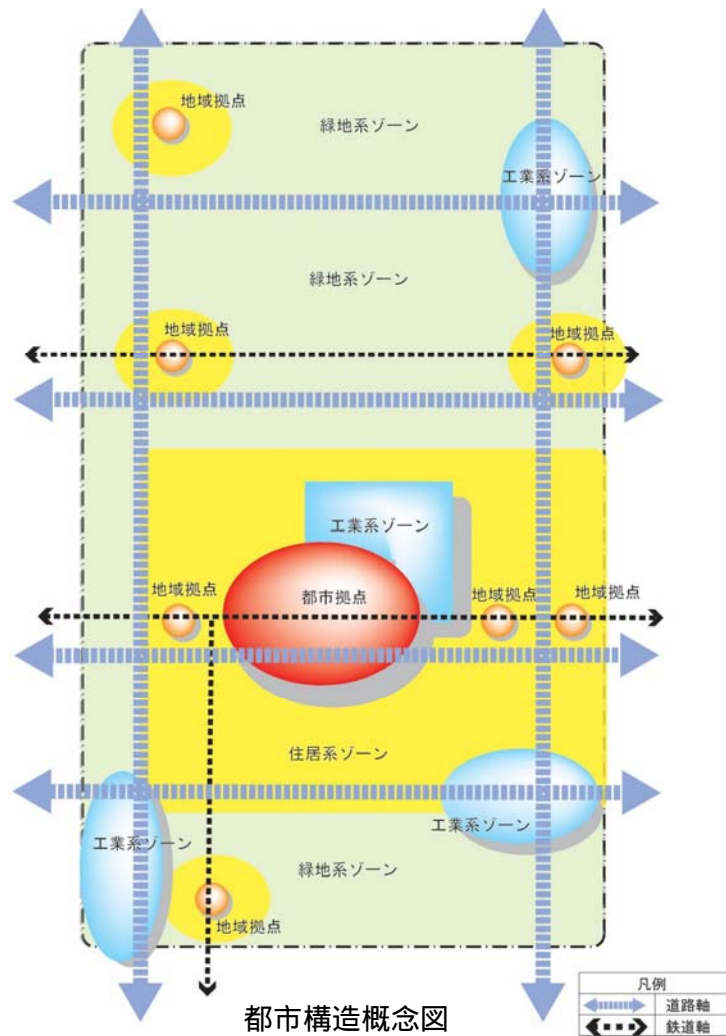
刈谷駅・刈谷市駅周辺は、本市の中心的な交通結節点であると同時に、市民生活に必要な施設・機能等が多く集積しています。そのため、都市の中心的な役割を担う都市拠点と位置づけ、土地の高度利用を誘導し、引き続き都市機能の集約を進めます。また、刈谷駅・刈谷市駅を除く6つの鉄道駅や北部におけるバス停などの交通結節点などの周辺を地域拠点と位置づけ、住居系ゾーンを含め、市民の日常生活における生活利便性の向上に寄与する機能の誘導を図ります。

都市拠点と各地域拠点は、市民生活に必要な機能を適切に分担・相互に連携し、歩いて暮らせる都市づくりに向け、鉄道やバスなどの公共交通が主体となったネットワークの形成をめざします。

本市の特徴として、市街地の中心部に大規模な工場が立地しており、その周辺で市街化が進展してきました。これらの都市の成り立ちを踏まえ、都市拠点に加え、工業系ゾーンを本市の中心に配置し、それを取り巻くように住居系ゾーンを配置します。

市街地外縁部の工業系ゾーンは、住環境への影響に配慮しつつ、道路軸の沿道に配置することで、効率的な操業環境の確保を図ります。

市街地周辺の優良農地や樹林地などは緑地系ゾーンとして保全を図ります。また、緑地系ゾーンに加え、良好な自然環境や身近な緑である公園を、河川緑化や道路緑化により連携することで、水と緑のネットワークを形成し、潤いのある都市環境を創出します。





### 3 - 2 - 2 発展の軸となる都市軸

#### (1) 都市の骨格を形成する交通軸

各拠点や地域、周辺市町を連絡し、都市の骨格を形成する交通軸として、道路と鉄道による総合的な交通体系の確立をめざします。

##### ①道路軸

道路軸は、本市の産業活動を支え、都市圏や広域の地域間を連携する軸となる広域幹線と、周辺市町との連携や都市内の交通を支える軸となる都市幹線を位置づけます。また、広域幹線及び都市幹線への連絡や地域の交通を支える幹線軸をその他幹線と位置づけます。

##### (広域幹線)

国土の大動脈である「伊勢湾岸道路」や、重要港湾である衣浦港と自動車関連産業をはじめとする高度な工業機能が集積している地域を結ぶ「衣浦豊田線」など、人・モノ・情報が行き交い、様々な交流と連携を生み出す道路を広域幹線と位置づけ、さらなる活力の創出をめざした機能強化を図ります。

##### (都市幹線)

都市拠点と地域拠点を結ぶ道路や、都市の骨格を形成する道路を都市幹線と位置づけ、適正な道路配置と整備の推進により、産業をはじめ環境や防災性の向上や、効率的な都市の機能の連携強化をめざします。

特に、本市は南北に細長く、東西を河川で分断されているといった地理的条件を有しており、南北方向のネットワークの強化を図る必要があることから、南北軸の確保を検討します。

##### (その他幹線)

地域の生活に必要な幹線道路をその他幹線と位置づけ、広域幹線や都市幹線への接続性を高めます。

##### ②鉄道軸

通勤・通学を支える重要な公共交通機関であるJR線、名鉄線は、鉄道軸として位置づけます。特に、各鉄道駅周辺においては、地域拠点としての様々な機能集積や、交通結節点としての機能の強化を図ります。

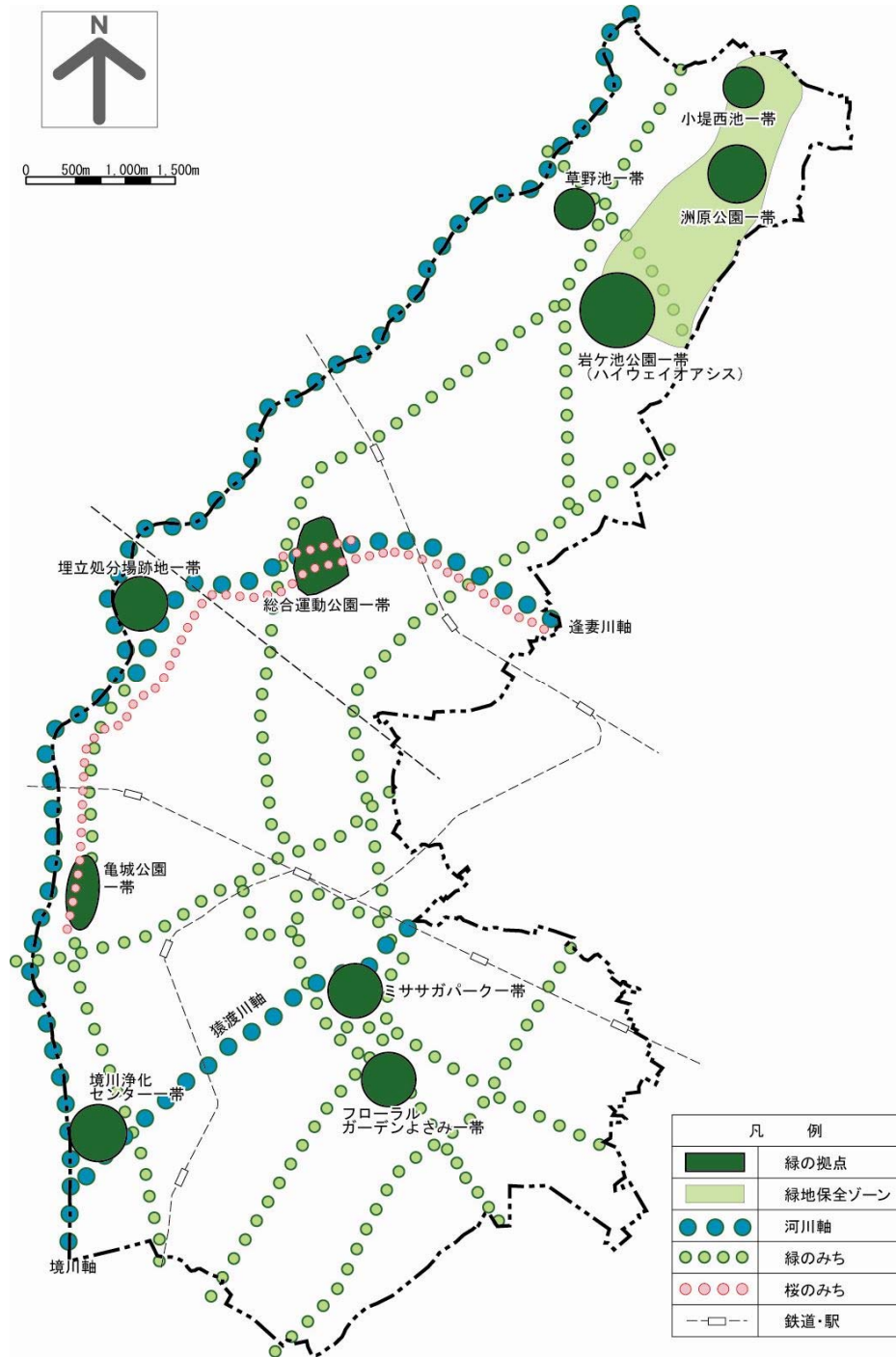


交通軸図

(2) 水と緑で形成する環境軸

本市の特徴である3つの河川軸と街路樹などによる緑のみちや、桜並木などによる桜のみちを緑の軸と位置づけ、動植物の生息・移動空間やレクリエーション機能などを担う、水と緑のネットワークの形成を図ります。

主要な都市公園や緑地などの一帯を、市域を代表する緑の拠点と位置づけ、積極的な緑の保全・創出を図ります。



環境軸図



### 3 - 2 - 3 都市の核となる拠点

地域ごとの特性に応じて都市機能や生活機能を集積する拠点の形成を図ります。

#### (都市拠点)

刈谷駅及び名鉄刈谷市駅周辺を「都市拠点」と位置づけ、人、モノ、情報を集め様々な出会いと交流を促進させる多様な都市機能を集積させます。刈谷駅周辺は、商業・業務施設や住宅のほか公益施設や医療・福祉施設等の様々な都市機能が集積する本市の顔であり、市街地の再開発などによる土地の有効・高度利用と魅力ある複合的な駅前空間の創出をめざします。

また、名鉄刈谷市駅周辺は、刈谷駅の機能を補完し、まちなか居住を積極的に促進させ、刈谷駅と一体となった機能的で利便性が高い拠点形成を図ります。

#### (地域拠点)

JR及び名鉄の駅周辺と、鉄道駅の無い北部地域の井ヶ谷地区（愛知教育大学入口）バス停周辺を「地域拠点」と位置づけます。地域拠点は生活に身近な商業・福祉、生活サービス、交通結節機能等の都市機能を集積・強化し、地域特性をいかした日常生活の利便性の維持・向上のための拠点形成を図ります。

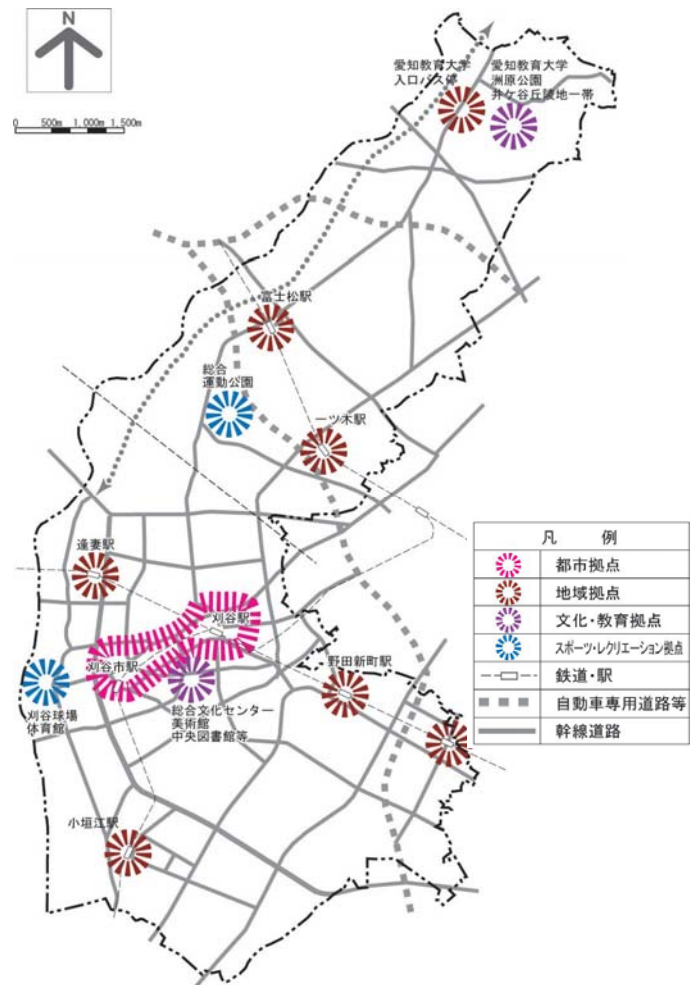
#### (文化・教育拠点)

刈谷駅の南側は総合文化センター、美術館、中央図書館等が集積しており、「文化拠点」として位置づけます。市民の芸術・文化活動を積極的に支援し、刈谷駅北口の産業振興センター周辺と連携を図り、幅広い市民交流の場としての機能を充実し、文化性の高い魅力とゆとりある都市環境の形成をめざします。

また、井ヶ谷丘陵地の愛知教育大学周辺を「教育拠点」と位置づけ、社会の発展などに貢献できる優れた人材を育成する多様な教育の場としての充実を図ります。

#### (スポーツ・レクリエーション拠点)

総合運動公園や体育館や球場などが集積している地域をスポーツ・レクリエーション拠点と位置づけ、スポーツなどを通じた交流や健康増進などのため市民が気軽にスポーツに親しめる環境づくりを推進します。



都市拠点図

### 3 - 2 - 4 土地利用のゾーニング

本市の発展動向を踏まえた市街地としての土地利用の推進や、農地や樹林地として保存などにより、地域特性に応じた土地利用の推進をめざします。

#### (住居ゾーン)

現在の住居系用途地域が指定されている市街地や市街化区域に隣接・近接している市街化調整区域の一団の既成市街地を住居ゾーンと位置づけます。

住居系用途地域が指定されている市街地においては、住環境の向上、市街化区域内の良好な都市基盤の確保及び未利用地の積極的な活用をめざします。また、市街化調整区域の一団の既成市街地においては、市街化区域内の市街地に準ずる地区として、防災性の向上に配慮し、ゆとりある住環境の確保を図ります。

#### (商業ゾーン)

刈谷駅から名鉄刈谷市駅周辺を中心市街地及びその他の鉄道駅周辺を商業ゾーンと位置づけ、商業・業務機能の集積を図ると共に、日常生活の利便性の向上をめざします。

また、刈谷駅を中心とした中心市街地は、商業機能だけではなく複合的な機能集積をめざし、都心居住の推進などによる有効・高度利用を図ります。

#### (工業ゾーン)

市街地中心部に立地する工業ゾーンは、今後とも生産機能を強化し、また、研究・開発等の業務系機能の強化も含めた有効・高度利用等の効率的な土地利用により、市街地中心部に相応しい業務系市街地への転換を推進します。

産業の主要な軸となる衣浦豊田線の沿道については、広域的な視点からも産業集積に向けた利便性が非常に高いことから、本市及び周辺地域の都市活力の活性化に向けて、新規に工業ゾーンとして位置づけます。この新規の工業ゾーンは、市街地内で用地の拡張が困難となっている既存事業者の規模拡大や新規産業の誘導、住工混在の解消に向けた工場の移転などの受け皿として、周辺の自然環境や居住環境に配慮し、計画的な整備を図ります。

#### (住工混在ゾーン)

市街地中心部の工業ゾーン周辺で住宅と工場などが混在している地域を住工混在ゾーンと位置づけ、良好な住環境の確保に向けた土地利用の純化をめざし、まちなか居住を推進します。

また、土地利用の純化が困難な場合は、工場などの緩衝緑地や敷地内緑化を充実させ、住環境と調和した多様な機能の共生する活気に満ちたまちづくりを推進します。

**(沿道ゾーン)**

国道155号や岡崎刈谷線沿道を沿道ゾーンと位置づけ、周辺の居住環境の保全を基本とし、生活利便性の向上に向けた身近な商業・業務機能の集積を図ると共に、効率的な土地利用の推進をめざします。

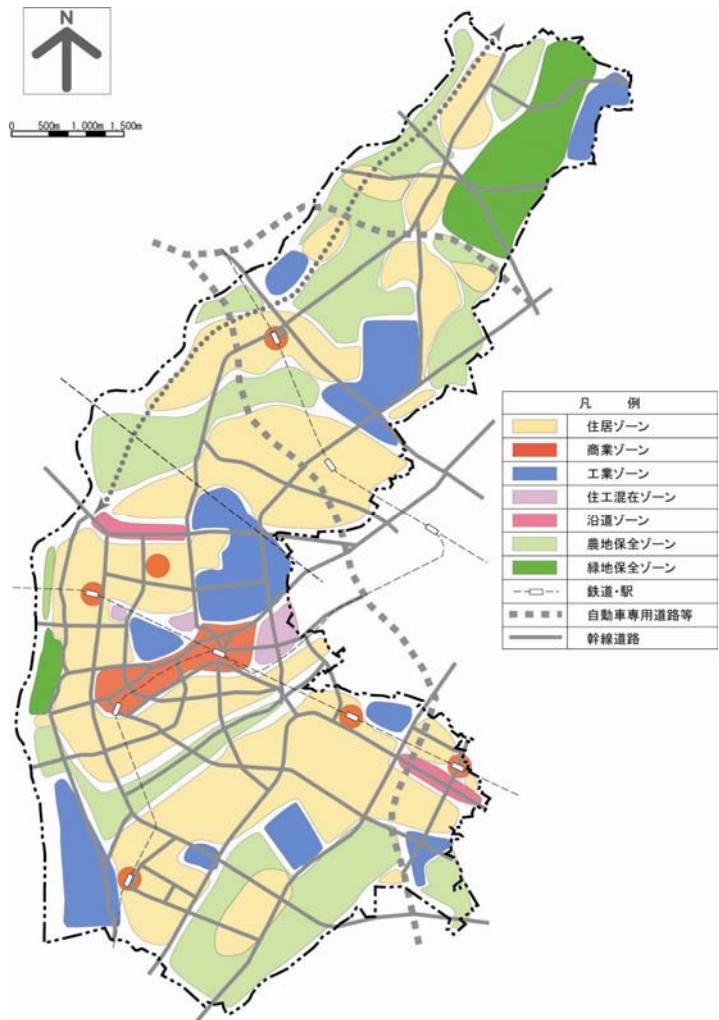
**(農地保全ゾーン)**

南部地域や北部地域の一団のまとまりのある優良農地と小集落については農業保全ゾーンとして位置づけ、都市空間にゆとりを与え、安全・安心な食料供給の場として農用地の効果的な活用を図り、農業生産機能の強化を図ります。また、農業生産機能だけではなく、保水、景観などの緑地機能としても保全に努めます。

**(緑地保全ゾーン)**

井ヶ谷丘陵地の樹林地は、国土保全、水源かん養、環境保全等の機能をもつ、良好な自然空間を形成している地域であるため、貴重な緑地として周辺の果樹園地なども含めて保全に努めると共に、市民の憩いの場としての公園や緑道などの計画的な整備を図ります。

また、亀城跡周辺については、水や緑が豊かな地区であり、文化財や歴史施設と一体となった貴重な緑地であることから、本市の歴史文化と貴重な緑として整備・保全を図ります。



土地利用ゾーン区分図

### 3 - 2 - 5 目指すべき都市構造

都市拠点・地域拠点の形成と地域特性をいかした土地利用の推進に加え、都市軸による地域の連携により、持続可能な都市構造の構築をめざします。そのため、目指すべき将来都市構造を構築するために、特に本市が取り組むべき事項は以下のとおりです。

#### (拠点の形成と市街地の拡大)

刈谷駅から刈谷市駅周辺を中心市街地を都市拠点と位置づけ、まちなか居住を推進します。さらに、郊外における商業施設等の立地を抑制するとともに、行政機関や病院・学校・文化施設・高齢者向け福祉施設などの公共公益施設や商業の充実・集積、土地の有効・高度利用等により、中心市街地への来訪者を増やし、賑わいの創出を図ります。あわせて、都市拠点周辺の住工混在ゾーンについては、住居系への転換を図ります。

その他の鉄道駅周辺や北部のバス停周辺などは、生活上に必要な公共公益施設の充実や土地の有効・高度利用等を図り、それらの拠点を取り巻くように住居ゾーンを配置することで、地域拠点を形成します。

住居ゾーンの拡大は、市街化区域内の良好な都市基盤の確保や、未利用地の積極的な活用を優先します。その上で、増加する人口の受け皿として、市街化区域に隣接した区域で、周辺の市街地との一体となった計画的な配置をめざします。また、工業ゾーンの拡大は、市街地内において用地の拡張が困難となっている既存事業者の敷地拡大や、新規産業の誘導、住工混在の解消に向けた工場の移転などの受け皿として、計画的な拡大を図ります。特に、衣浦豊田線は広域的な視点からも産業集積に向けた利便性が非常に高いことから、周辺地域との調和に配慮し、一団での工業用地の確保を図ります。

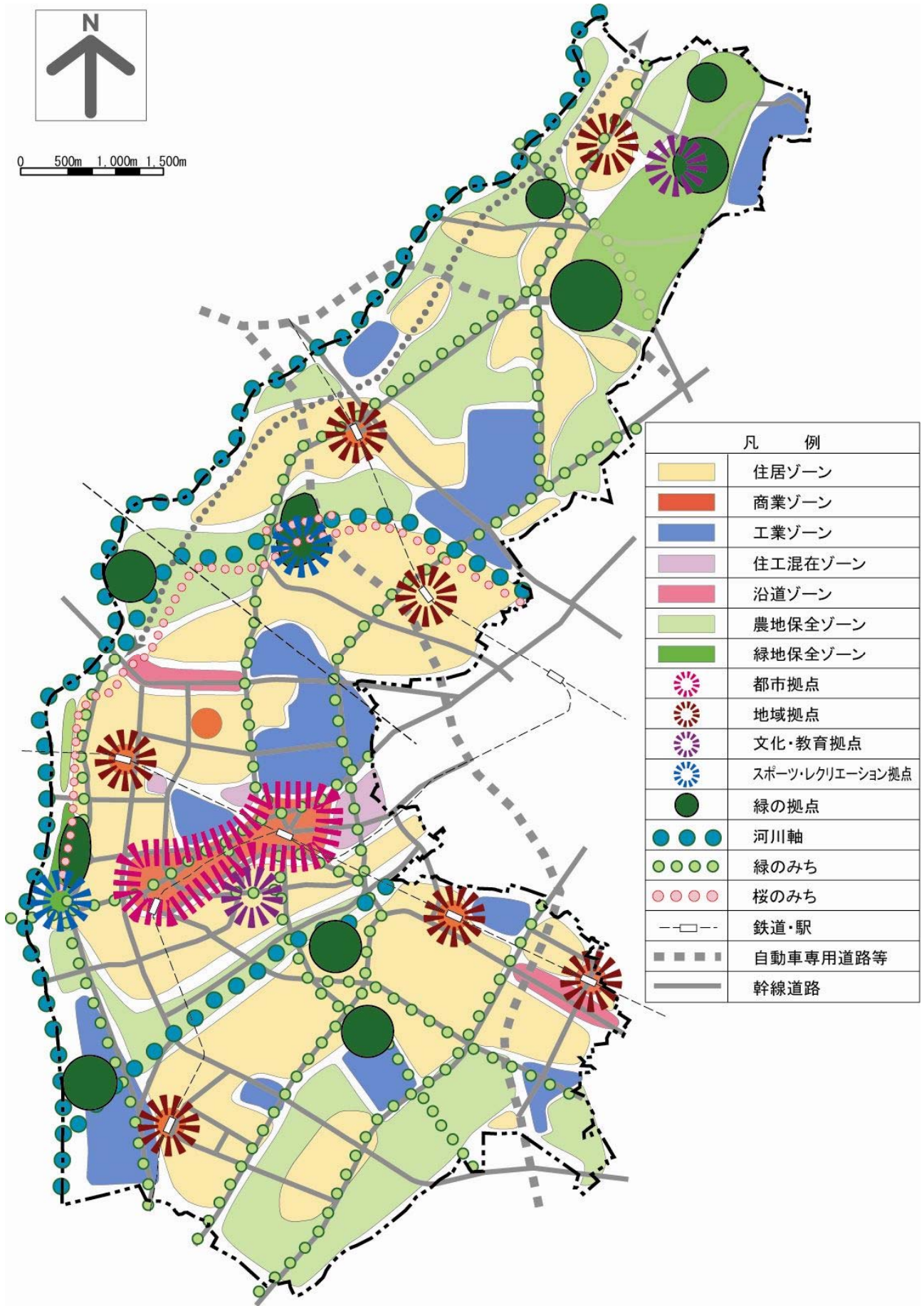
なお、市街地の拡大にあたっては、保水・遊水機能も有する優良農地との整合を図り、安全・安心な食料供給の場として、農用地の効果的な活用・農業生産機能の保全に加え、保水、景観などの緑地機能としても、良好な自然環境の保全に努めます。

#### (効率的・総合的な都市軸の形成)

南北に細長い市域にはしご状に配置した幹線道路により、自動車交通の円滑な処理を図り、震災・火災時等の延焼防止や避難路の確保、緊急活動の円滑化を図ります。また、広域的な道路軸として、北部・中部地域に国道1号線及び名豊道路、南部地域に衣浦豊田線が配置されており、特に衣浦豊田線については、わが国の代表的な自動車産業の拠点でもある豊田市及びその周辺と、国内・国外の重要な物流拠点である中部国際空港及び衣浦港を結ぶ重要な軸として位置づけ、整備を推進します。さらに、公共交通も含め、低炭素型の都市構造の実現に向けて、歩いて暮らせる交通体系の構築をめざします。

環境軸については、河川沿いの水辺空間などを活用し、徒歩及び自転車等による快適な移動空間となる緑道などで構成し、大規模な公園などの緑地拠点を結びながら、市全域にわたる緑のネットワークを構築し、環境面・景観面に配慮した良好な都市空間を構築します。なお、これらの災害時の避難路、避難地としての機能も有しており、適切な整備により防災機能の強化を図ります。





将来都市構造図

### 3-3 都市整備の方針

将来都市像を実現化するために、土地利用、都市交通、公園・緑地、市街地整備、自然環境、都市防災、都市景観、その他の都市施設整備の各分野についての整備方針を示します。

#### 3-3-1 土地利用の方針

本市の土地利用は、市民生活や産業活動の基盤である都市的土地利用、農産物の生産基盤である農業的土地利用及び自然環境を保全する自然的土地利用に区分されます。

今後の土地利用は、都市的、農業的・自然的土地利用が健全な調和を保つことを基本として、市民が安心して快適に暮らすことができる、持続可能な都市づくりをめざします。

本計画では、都市的土地利用と農業的・自然的土地利用の方針を以下のとおりとします。

#### (1) 都市的土地利用の方針

##### < 主な方向性 >

- ・ 持続可能なまちづくりのため、都市基盤の整備費や維持管理費などの都市経営コストや環境負荷を抑える効率的な土地利用を図ります。
- ・ 住居系、商業系、工業系のそれぞれの用途区分に応じた基盤整備を図り、市域における地理的条件、地域特性及びまちづくりの熟度などを踏まえて、選択と集中により都市機能や生活機能などを担う拠点の適切な配置に努めます。
- ・ 生産緑地に指定された農地については、市街地内における貴重な緑地として維持・保全を図ります。
- ・ 市街化区域内の土地利用の中でも、中心市街地と密集度の高い市街地については、既成市街地として土地利用の方針を示します。中心市街地は、本市の拠点として土地利用の規制・誘導を図ります。また、密集度の高い市街地は、古くから都市基盤が不十分なまま形成されていることから、整備に向けた機運の醸成や合意形成に努め、まちの特色を残しつつ、安全安心に住み続けることができるまちづくりを目指します。
- ・ 市街化区域内の未利用地の積極的な活用に加え、増加する人口や工場の移転などの受け皿となる拡大市街地を新市街地として、低炭素社会の構築に配慮し、農業的・自然的土地利用との調和による計画的な市街地の拡大に取り組みます。

①既成市街地の方針

(中心市街地)

本市の玄関口である刈谷駅周辺地区は、鉄道及び路線バスなどの公共交通結節点として、市内外へのアクセス利便性が高く、人・モノ・情報が集まります。そのため、民間活力の活用を含む市街地再開発などによる都市基盤の再生と、景観にも配慮した快適な都市空間の形成をめざし、土地の高度有効利用の推進を図ります。また、公共交通の利用者や、地域住民の暮らしを支える商業、文化、医療・福祉、教育・行政等の都市機能が充実する中心市街地として、魅力と賑わいのある土地利用を誘導します。

(密集度の高い市街地)

生活の基盤としての安全を確保し、安心して住み続けることができる住環境の確保が必要とされています。古くから集落が形成され、建物が密集する地域は、道路幅員も狭く防災安全面や生活環境面で多くの課題を抱えています。こうした地域は、既成市街地の整備などによる住宅の防災性の向上に向けて、市民の自主的なまちづくりへの取り組みを支援し、合意形成を図り、道路や公園などの整備を推進することで、ゆとりある生活空間を創出し、安全で良好な住環境の形成をめざします。

②新市街地の方針

(住居系新市街地)

本市の人口動向は、全国的な人口動向と異なり今後も増加傾向が想定されることから、増加する人口の定住化を促進するため、職住近接に配慮し、道路などの都市施設を有効に活用できる地域に、住居系新市街地を計画的に創出します。

新市街地として住宅地区を配置する地区は、小垣江町の北部地区、依佐美地区とし、土地区画整理事業や地区計画などにより、良好な都市基盤の確保や治水等の防災対策及び幹線道路網や生活利便施設等の適切な配置を図り、戸建住宅を中心としたゆとりある居住環境を創出し、安全で住み心地のよい住宅地の形成をめざします。

(工業系新市街地)

製造業を中心とする産業は、本市の経済活力を持続的に維持発展させる資源であることから、製造品等の流通に必要な広域交通体系が確立された地域に、工業系新市街地を創出し、活発な産業活動を支えることとします。

工業系新市街地は、既存市街地にまとまった用地の確保が困難なことや、新規産業及び既存市街地内の製造業などの移転先として、受け入れが可能なように、一団のまとまった土地の確保を図ります。

土地利用の拡大を検討する区域としては、既存の大規模工場などに隣接している一里山地区、野田町二ツ池地区及び衣浦豊田線沿道の依佐美地区などとし、対象地区の農業的・自然的土地利用の特色を極力壊さないように、土地区画整理事業や地区計画などによる都市基盤を確保します。あわせて、低炭素社会の構築に配慮し、積極的な敷地内や屋上・壁面緑化を推進します。



### ③市街化区域内の方針

都市的土地利用の配置としては、現状の土地利用状況と市街地の発展動向を考慮し設定します。

#### (住宅地区)

既存の住居系市街地では、住環境の維持・向上と低未利用地の積極的な活用を図ります。特に都市拠点の中でも名鉄刈谷市駅周辺は、まちなか居住を推進し、各地域拠点周辺や現行市街地内へ積極的に人口を集積するため、土地の高度利用の推進を図ります。また、本市の道路や公園などの整備が不十分な地域では、積極的に都市基盤を整備し、良好な居住環境の確保に努めます。

#### (商業地区)

刈谷駅から名鉄刈谷市駅周辺の市街地中心部を、都市機能の集積した都市拠点と位置づけ、既存のストックを活用した、集約型の市街地形成に向けた土地の有効・高度利用を図ります。また、まちなか居住の推進とともに、魅力ある商業環境の形成を促進し、中心市街地の再生、活性化を図ります。さらに、中心商業地にふさわしい様々な都市機能の集積や、適正な土地利用の誘導を図る必要のある地区では、用途地域の見直しや地区計画などを検討します。

一方、その他の鉄道駅周辺などは、日常生活の拠点となる地域拠点と位置づけ、各地区の特性や駅に近接した交通利便性などを活かした商業集積及び地域の生活利便性に寄与する都市機能の強化を図ります。

#### (工業地区)

刈谷駅周辺は大事業者の本社・工場が集積しており、周辺も既に市街化していることから、これ以上の拡張が困難となっています。また、市街地周辺においても、大規模な工場が立地しており、これらの工場も含め、既存工場の高度化・多角化などの工業系機能の更なる集積・拡充に当たっては、周辺都市環境との整合に配慮しつつ、土地利用の規制・誘導策を検討し、将来にわたっての持続可能なまちづくりと、社会経済情勢の変化への対応に努めます。

#### (住工混在地区)

市街地中心部の大規模工場周辺の住工混在地区は、地域の特性に配慮した土地利用の純化をめざします。特に、都市拠点に近接している地区では、住民主体の建築協定や地区計画などの活用に努めます。

#### (沿道複合地区)

国道155号線及び岡崎刈谷線沿線を沿道複合地区と位置づけ、周辺の居住環境の保護を基本とし、中心市街地の活力や商業地区への影響などに配慮しつつ、周辺生活に必要な機能の集積を用途地域の変更などにより、計画的に土地利用を誘導します。

## (2) 農業的・自然的土地利用の方針

### < 主な方向性 >

- ・ 農地は、農産物の生産基盤であるだけでなく、防災空地や緑地空間、遊水池的機能などの多面的な役割を持っています。
- ・ 農業の維持発展を支えるため、ほ場や用排水施設などの基盤整備を図り、都市的土地利用と自然的土地利用との調和を保ち、現在残されているまとまりのある優良農地の維持・確保に努めます。
- ・ 都市化の進展とともに、減少傾向にある貴重な樹林や親水空間としての河川及びため池などの水辺については、生活にやすらぎやうるおいを与えるだけでなく、環境保全や防災、レクリエーション、景観形成などの観点からも大きな役割を果たしています。
- ・ 市内に残る貴重な樹林や水辺などの自然環境を保全するとともに、緑化の推進に努めます。

### ① 農業的土地利用の方針

農業的土地利用については、農業振興に配慮しつつ、農業生産や保水・遊水機能の保持に向けて、新たな開発行為はできる限り抑制し、「農業振興地域整備計画」に基づいた貴重な優良農地の保全・活用に努めます。

#### ( 農業地区 )

本市の農業は水稲や果樹、露地野菜などを主体として構成されており、名古屋市など大都市に近く、流通性に優れている利点をいかし、都市近郊型農業が営まれています。

産業としての農業を維持・発展させるため、現在残されているまとまりのある優良農地の維持・確保に努めます。特に、北部地域や南部地域の一団のまとまった水田地帯を形成している地区などを農業地区と位置づけ、農地の利用集積などによる農業振興に配慮しつつ、農地の整備、保全を図ります。

農地は集中豪雨時の遊水池的機能や、地震発生時の防災空地機能など、農業生産機能以外にも大きな役割を果たしていることから、自然的土地利用との調和を図りながら、農地の持つ多面的な機能の維持に努めます。

#### ( 集落地区 )

北部及び南部地域の市街化調整区域内の開発行為などによって造成された比較的大規模な一団の住宅地や、既成集落などを集落地区と位置づけ、防災性や生活利便性の向上に資する生活道路などの整備を推進します。また、住民主導の地区計画などの活用を検討し、住環境とコミュニティの維持・向上を図ります。

**②自然的土地利用の方針**

自然的土地利用については、本市特有の貴重な自然環境の保全や保水・遊水機能の保持に向け、新たな開発行為は抑制し、「緑の基本計画」に基づく貴重な自然環境の保全・活用に努めます。

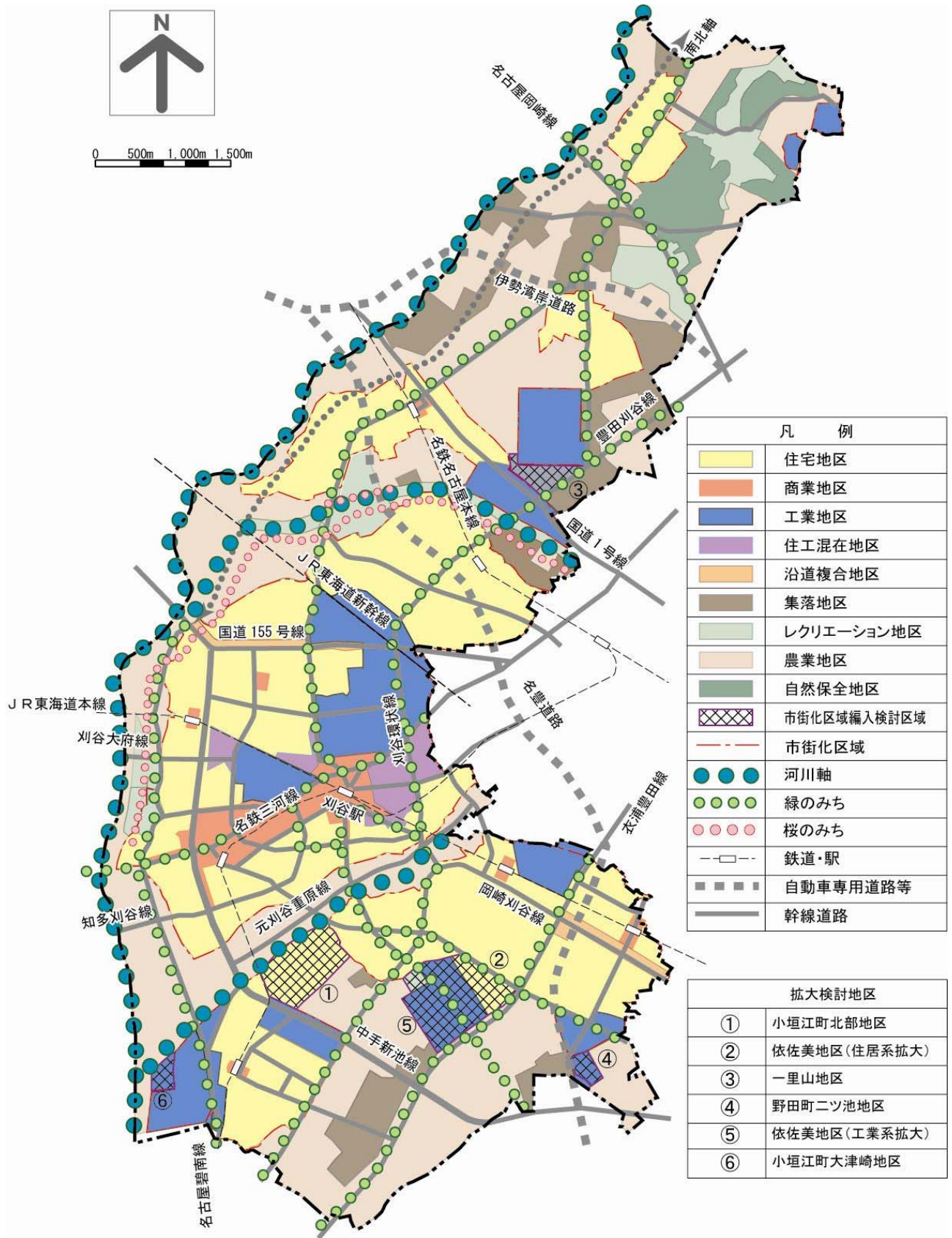
**（自然保全地区）**

都市化の進展とともに、減少傾向にある貴重な樹林や親水空間としての河川及びため池などの水辺については、環境保全や防災、レクリエーション、景観形成などの観点から保全に努めます。

特に、国の天然記念物に指定されている小堤西池のカキツバタ群落をはじめとした、貴重な自然財産を有する北部の樹林や水辺などについては、保全とともに自然に親しむことのできる空間としての活用を図ります。

**（レクリエーション地区）**

刈谷市総合運動公園や岩ヶ池公園、フローラルガーデンよさみ、亀城公園などの主要な公園や、河川・池沼等の水辺周辺地域をレクリエーション地区と位置づけ、市民の憩いの場となるレクリエーション空間としての整備・活用を進めます。



土地利用方針図

### 3 - 3 - 2 都市交通の整備方針

今日の都市交通問題は、単に交通混雑や交通機関相互の機能分担の問題にとどまらず、まちづくりとの連携、防犯性の向上、環境や景観への配慮等、さまざまな課題に対応することが必要となっています。また、将来の人口減少・超高齢社会の到来を見据えると、誰もが使いやすい交通施設の整備や、持続可能な都市を支える新しい公共交通の仕組みをつくり上げていくことが必要であります。

これまでの需要追随型の道路交通施策から、環境や景観、安全安心、交通弱者の保護優先等の新しい視点を含めた、目標達成型の道路交通施策を推進します。

特に、本市が目指す集約型都市構造の実現に向けては、本市内の各拠点の形成に加え、各拠点をネットワークする公共交通の充実が不可欠であり、今後の交通施策の実施にあたって、地域間の交流と連携を促し、地域の活力を維持・創出するとともに、地域住民の日常生活を支える交通体系の構築が必要です。

#### ①総合交通対策の推進

##### <主な方向性>

- ・ 市内の自動車交通、バス及び鉄道交通は、それぞれが独自に計画や整備を行ってきましたが、これらの交通は、自転車や歩行者の視点も含め相互に密接に関係しています。今後は、関係者が協力して、道路整備計画の見直しを含めた総合交通体系を確立し、交通需要マネジメント（TDM）施策と連携した総合的な交通施策により、ユニバーサルデザインに配慮した都市交通環境を形成し、過度に自動車交通に依存しない、歩いて暮らせるまちづくりを推進します。

##### （総合交通対策の推進）

多様な移動手段が選択できる交通施設の整備、TDMやモビリティ・マネジメント（MM）による公共交通へのシフトなど、環境配慮型の交通体系を推進します。

また、ITSの導入検討など情報化社会に対応した道路機能、交通流動化に向けた道路環境の充実を図るとともに、「交通バリアフリー基本構想」を拡充し、新しいバリアフリー歩行空間を形成し、多様な交通手段により快適に移動できる交通環境づくりを推進します。

## ②道路の整備方針

### < 主な方向性 >

- ・ 現行都市計画道路の整備を推進し、物流の円滑化による低炭素型の社会構築も踏まえて、良好な生活環境を阻害する通過交通の排除や、渋滞解消を図ります。また、今後の自動車交通量の増加や、中部国際空港及び衣浦港との連携、国・県道の整備計画などを踏まえ、幹線道路網の整備を促進します。
- ・ 有効・高度利用を図る市街地中心部では、自動車交通需要の増加が懸念されるため、安全な道路空間を確保します。

### (道路の整備)

自動車交通の増加を踏まえ、衣浦豊田線の多車線化や未整備幹線道路の早期事業化を国や県に要望し、南北間をはじめ、地域間交通流動の円滑化を促す幹線道路の整備を推進します。また、交通渋滞の緩和や、地域の良好な環境を創出するために、幹線道路の交差点改良及び緊急車両の通行を確保する生活道路の整備を推進します。

社会経済情勢の変化を踏まえ都市計画道路のあり方を検討し、周辺の土地利用や緊急性などを考慮し、道路整備を進めるものとします。これにより生活圏を結ぶ広域的な都市間交通ネットワークの充実を図り、集約型都市構造の構築に向けた交通体系の形成をめざします。

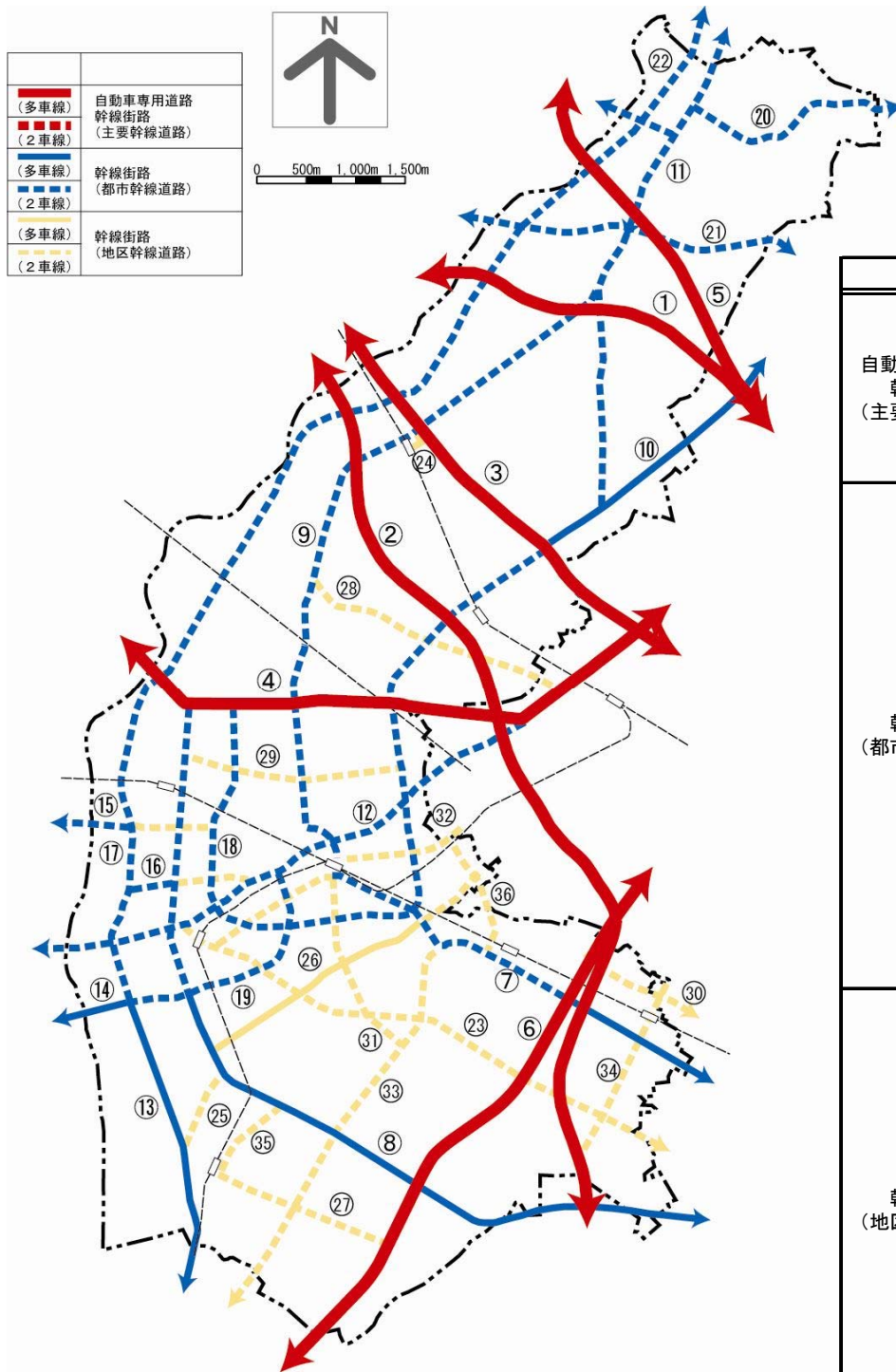
なお、都市計画道路は、社会経済情勢などの変化を踏まえ、必要に応じた計画の見直しを行います。

### (歩道・自転車道の整備)

自動車交通の円滑な処理機能を向上させる一方で、ユニバーサルデザインに配慮した高齢者や障がい者にやさしい道路づくりの推進や、歩行空間のバリアフリー化を図ります。また、「緑の基本計画」に基づく沿道の緑化を推進し、周辺環境に調和した植栽設置などによる上質な都市空間の形成を図り、安全で快適な都市空間としての整備を推進します。

さらに、電線類の地中化により歩行空間を拡大し、誰もが歩きやすい歩道の整備を推進するとともに、道路形態を見直し、必要などころでは自転車と歩行者の分離を行い、安全な道路空間を確保します。





構想路線図

| 種類                          | 番号 | 路線名     |
|-----------------------------|----|---------|
| 自動車専用道路<br>幹線街路<br>(主要幹線道路) | 1  | 伊勢湾岸道路  |
|                             | 2  | 名豊道路    |
|                             | 3  | 国道1号    |
|                             | 4  | 国道155号  |
|                             | 5  | 名古屋岡崎線  |
|                             | 6  | 衣浦豊田線   |
| 幹線街路<br>(都市幹線道路)            | 7  | 岡崎刈谷線   |
|                             | 8  | 中手新池線   |
|                             | 9  | 逢見線     |
|                             | 10 | 豊田刈谷線   |
|                             | 11 | 刈谷三好線   |
|                             | 12 | 刈谷知立線   |
|                             | 13 | 名古屋碧南線  |
|                             | 14 | 知多刈谷線   |
|                             | 15 | 刈谷大府線   |
|                             | 16 | 衣浦東線    |
|                             | 17 | 八幡線     |
|                             | 18 | 刈谷環状線   |
|                             | 19 | 元刈谷線    |
|                             | 20 | 県道三好沓掛線 |
|                             | 21 | 県道岡崎豊明線 |
|                             | 22 | 南北軸     |
| 幹線街路<br>(地区幹線道路)            | 23 | 刈谷桜井線   |
|                             | 24 | 富士松駅前線  |
|                             | 25 | 巡見橋線    |
|                             | 26 | 元刈谷重原線  |
|                             | 27 | 小垣江線    |
|                             | 28 | 築地石亀線   |
|                             | 29 | 高津波重原線  |
|                             | 30 | 大西菰神線   |
|                             | 31 | 高須線     |
|                             | 32 | 上重原線    |
|                             | 33 | 半城土吉浜線  |
|                             | 34 | 大脇線     |
|                             | 35 | 小高線     |
|                             | 36 | 上重原野田線  |

| 種別                          | 整備方針   |
|-----------------------------|--|
| 自動車専用道路<br>幹線街路<br>(主要幹線道路) | 愛知県の道路体系の骨格を形成するものであり、県内通過交通や県内各都市間交通を担っています。広域交通体系の構築に向けて、名古屋岡崎線、衣浦豊田線の整備を促進します。  |
| 幹線街路<br>(都市幹線道路)            | 隣接都市を繋ぐ道路や自動車専用道路へのアクセス道路等、都市の骨格を形成する道路を都市幹線道路と位置付けます。豊田刈谷線、名古屋碧南線、中手新池線の整備を推進します。また、南北軸の強化に向けた幹線道路の整備の検討を図ります。              |
| 幹線街路<br>(地区幹線道路)            | 都市幹線道路以上の道路によって囲まれた区域内を補完するものを地区道路と位置付けます。地区内の交通の円滑な処理機能の確保、幹線道路への接続性向上のために、元刈谷重原線等の整備の推進や土地区画整理事業の推進にあわせた上重原野田線の整備を推進を図ります。 |



### ③公共交通の方針

#### < 主な方向性 >

- ・ 集約型都市構造の実現に向けて、本市内の各拠点の形成に加え、各拠点をネットワークする公共交通の充実を図り、自動車に過度に依存しない交通体系の構築に向けた取り組みを進め、誰もが安心して利用できる交通環境の構築を進めます。
- ・ 鉄道駅の利便性の向上と交通結節機能の強化を図ります。
- ・ 歩いてくらせるまちづくりの実現に向けて、身近な生活の交通を担うバス交通などの充実を図ります。

#### (公共交通の充実)

持続可能な都市の実現に向けた中心的な役割を担う鉄道は、路線バスなど他の公共交通や自動車交通との連携強化を促進し、利用者の利便性向上、交通混雑の解消、環境の保全、都市空間の効率的な利用を図ります。また、鉄道駅および周辺施設の充実やアクセス機能の改善による利便性の向上に取り組み、鉄道駅と自動車交通との連携に資するパークアンドライド機能など交通結節機能の強化を図っていくものとします。さらに、名鉄名古屋本線富士松駅での停車本数の増加を要望するとともに、市内主要駅の利便性や安全性の向上を図ります。

バス交通については、民間活力を活用したバス事業の誘導や支援などを継続します。さらに、鉄道駅へのアクセスの強化をめざし、刈谷市公共施設連絡バスの路線・運行時間の拡大についての検討や地域の利便性に資する路線・運行時間の検討を図ります。また、市民の移動手段として、刈谷市公共施設連絡バスの利便性を高め、充実を図ります。

## ④その他の交通施設の方針

**< 主な方向性 >**

- ・ 安全で円滑な移動を確保するため、駅前広場の整備や駐車施設の適切な配置など、公共交通結節点の機能強化・充実を促進します。
- ・ 鉄道・路線バス、自家用車、自転車・徒歩など、さまざまな交通手段を有効に組み合わせて利用できるようにすることで、公共交通と自動車交通の適切な役割分担を図ります。
- ・ これらの機能強化・充実にあたっては、バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮します。

**(駅前広場)**

駅前広場は、バス、タクシー等と鉄道との連絡を円滑にするための都市施設として、地域住民などの利便性の向上をめざし、整備を推進します。

特に刈谷駅は、各交通手段の機能が十分に生かされる総合交通体系の確立を前提として、交通結節機能の強化にも配慮します。

**(駐車場)**

駐車場は、路上駐車の減少や交通渋滞の緩和、商業活動の活性化を促進するなどの役割を担っています。交通安全をはじめとする生活環境や円滑な都市活動の維持をめざし、駐車場の需要実態を踏まえ、公共駐車場を設置するとともに、地域における共同駐車場の設置を支援します。

**(自転車駐車場)**

自転車の利用は年々増加しており、過度に自動車に依存しないまちづくりを進める上で、鉄道駅のアクセス性を高め、自転車駐車場の整備などにより、歩行者の安全に支障のない自転車利用環境の整備を進めます。

鉄道駅周辺では収容能力が限界に達しているところも出てきていることから、今後も増加すると想定される自転車利用に対処するため、鉄道駅の駅前等での駐輪場の整備・拡充を図るなど、新たな施設整備を推進し、自転車利用者の利便性の向上を図ります。

### 3 - 3 - 3 公園・緑地の整備方針

公園・緑地は、市民が生活の豊かさを実感できる緑にあふれた都市の形成に向けて必要な要素であり、本市の歴史・文化や産業と結びついた、連続性のある緑の空間の創出をめざします。

都市の高温化現象の緩和、生物多様性の保全、災害時の避難経路の確保といった観点から、緑の持つ多面的な役割に応じて、都市公園や公共施設の緑地などの計画的な配置を検討します。また、自然環境の保全、災害防止、レクリエーション需要への対応や景観形成といった、誰もが利用しやすいコミュニティ空間として充実させるため、市民ニーズや地域特性をいかす中で、広域的なつながりが確保できるよう、河川や道路空間の活用も図りつつ、都市公園を拠点とした自然的環境のネットワークの形成を図ります。

なお、都市公園や公共施設の緑地などを対象として、国の設定する目標整備量や配置などの方針や、本市の定める「緑の基本計画」に従って、整備を推進します。

#### ①暮らしを守る緑の整備の方針

##### <主な方向性>

- ・ 緑は私たちに心安らかな生活をもたらすだけでなく、火災や地震などの災害から私たちの生活を守ってくれます。そのため、災害時の避難地となる公園などのオープンスペースの確保、避難路となる幹線道路の街路樹緑化や緑道などの整備を推進するほか、緑の持つ延焼防止、保水・遊水機能等の防災機能の維持・強化を図ります。
- ・ 現状の緑を守り、市街地に住んでいる人が安心して暮らせるよう、大規模な公園などの緑地拠点の整備を図ります。

#### (公園の整備・改善)

亀城公園は本市の歴史・文化のシンボルとして、桜の名所である城址公園としての整備を推進します。また、歴史博物館の建設により、市内に点在する多数の文化財の散逸を防ぎ、保存・活用に努め、本市の歴史や文化の発信拠点とします。

市民会館の跡地については、市街地の貴重な緑地として緑化に努め、災害時の様々な復旧支援活動用空地となる広場の整備を推進します。

誰もが安心して利用できるユニバーサルデザインに配慮した公園整備を推進し、地域住民の意見を反映した市民参加型の公園整備に努め、災害時の緊急避難場所としての機能を備えた公園の整備や改善を推進します。また、省エネルギー型照明の設置や剪定枝の有効利用など、環境に配慮し、市民が安全に公園を利用できるよう適正な維持管理に努めます。

#### (緑地・緑道の整備)

境川、逢妻川、猿渡川の河川敷等を活用した緑道などの整備により緑のネットワークを形成し、地域の実情に合わせて避難所となる緑のオープンスペースや、それらをつないでネットワーク化するなど、新たな緑を育み、市民が散策等を楽しめる緑道やサイクリングロードを整備します。

身近な緑として、樹林や河川、ため池、田園等、現存する緑の保全を図り、井ヶ谷丘陵地や草

野池などの本市の特徴的な緑についてはそれらの特性に応じ、レクリエーション空間等として活用できるよう整備を推進します。社寺境内林や斜面樹林は貴重な緑地として保全を図り、亀城公園についても歴史的価値を有する緑地として保全します。

## ②身近にふれあえる緑の確保の方針

### <主な方向性>

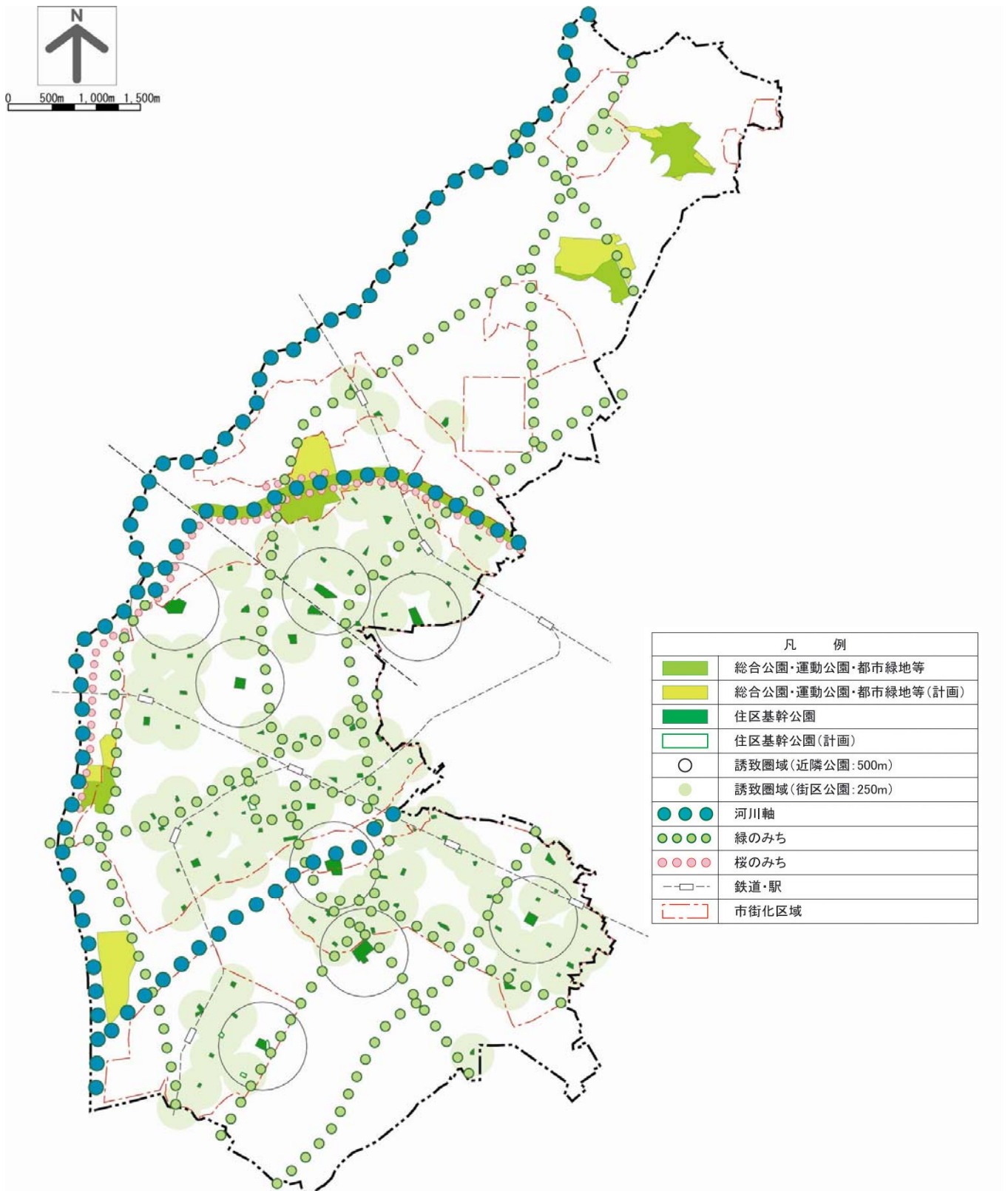
- ・ 市街地周辺部の水田等は、都市的土地利用の拡大などとの整合を図りながら、計画的な保全に努めます。
- ・ 市街地では、公園整備や街路樹植栽などを推進し、民有地の緑化の促進により、官民一体となった市街地内の緑の増進を図ります。また、日常生活で緑を身近に感じられる場所として、公園や緑地等が気軽に利用できるよう適正に管理することにより、緑と触れあえる空間づくりを行います。
- ・ 市街地では花と緑あふれるまちづくりをめざし、公共用地をはじめ、大規模工場や住宅などでも緑化に努めます。

### (緑化の推進)

二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の削減など緑化による効果やその重要性を市民に啓発し、市内の緑化を推進します。

公共施設や大規模工場は、良好な市街地環境の形成に向けた、積極的な緑化の推進を図ります。また、緑化推進基金を活用し、民有地における生垣設置や屋上緑化、壁面緑化などを支援します。

緑化保全活動を自主的に行う市民活動団体などの育成に努め、市民、事業者、行政が一体となった緑化推進活動を推進します。



公園・緑地の配置図

### 3 - 3 - 4 市街地整備の方針

これまでの市街地開発事業は、人口の増加に応じた市街地の拡大と、これに対応した都市基盤施設の整備を中心に行ってきました。今後は、人口構造の変化に対応し、既存ストックを活用した効率的で環境負荷の小さい都市基盤整備が必要となります。

このため、市街化区域内の都市的土地利用の割合が著しく低い土地の活用を十分考慮したうえで、民間活力を活用しつつ、既成市街地の再構築や鉄道駅などの周辺における市街地整備を進め、集約型都市構造の構築をめざした面的な都市基盤整備の推進を図ります。

#### 市街地整備の方針

##### < 主な方向性 >

- ・ 既成市街地は、都市拠点・地域拠点や市街化区域内の未利用地における都市基盤の確保を図ります。また、密集した市街地においても、防災機能の確保と健全な土地利用をめざした都市基盤の整備を図ります。
- ・ 新市街地は、計画的な市街化に向けて土地区画整理事業や地区計画などの検討を行ない、都市計画の提案制度の活用や、計画的な民間開発の誘導などにより、良好な宅地の供給を図ります。
- ・ 市街化調整区域の集落では、住民の意向を踏まえつつ、地域の生活に必要な都市基盤の維持・保全により、居住環境の維持・確保を図ります。
- ・ 市街地整備は、共存・協働のまちづくり推進条例に基づき、地域住民とのパートナーシップのもと実施します。

#### ( 既成市街地の整備 )

中心市街地は、民間活力も活用し、環境と防災安全性に優れた、活力と魅力あふれるまちとして整備を進めます。また、中心市街地にふさわしい商業地の形成や、事業者の本社機能、研究・開発機能の集積・拡充などに対応した適正な土地利用を誘導するため、用途地域の見直し等を検討します。

特に、都市拠点となる刈谷駅周辺は、本市の顔としてふさわしく、交通結節点の機能強化や南北の連携強化を図り、人の賑わいや活気が感じられるよう、商業施設、住宅施設及び公益施設などのバランスのとれた都市機能を有する市街地の整備を促進します。さらに、名鉄刈谷市駅周辺では、積極的なまちなか居住の推進により、高度利用による人口集積を図ります。また、地域拠点（鉄道駅周辺など）では、中高層住宅の立地誘導などにより、まちなか居住を推進するため、建物共同化や優良建築物等の整備に対する助成などの支援を行います

密集度の高い市街地においては、地域住民の理解と協力のもと整備計画を作成し、土地区画整理事業や地区計画制度などの活用により、必要な基盤整備を住民とともに進めます。

なお、市街地整備を行う際は、ハード・ソフトの両面からユニバーサルデザインを推進します。



**（新市街地の整備）**

新規に拡大する市街地については、土地区画整理事業や地区計画制度などを活用し、計画的な都市基盤整備を進めます。特に、新市街地の整備にあたっては、雨水流出に対して適正な調整池を設置し、低地部では浸水しないための基盤高の確保に努めます。また、農業的土地利用、自然的土地利用などとの整合を図り、社会経済情勢を鑑みて計画的に行います。

**（市街化区域内の整備）**

市街化区域内の未利用地は、宅地化を促進します。また、市街化区域内農地については、農地の規模や立地条件などに応じた適正な土地利用を図ります。

**（市街化調整区域内集落の整備）**

防災性や生活利便性の向上に資する生活道路や、公園などの居住環境の維持・向上に向けた施設整備を推進します。

### 3 - 3 - 5 自然環境の保全の方針

近年、地球温暖化などの環境問題、生物多様性の保全、東海・東南海地震や都市型水害などの安全・安心への対応や、市民ニーズの変化による都市としての質の向上、ゆとりある生活環境の保全、レクリエーションの場の確保、安全性の向上及び良好な都市景観の形成が必要とされています。

そこで、潤いある都市環境の形成をめざし、誰もがゆとりと潤いを感じられ、自然環境にも配慮した産業振興と、エネルギーの効率的活用を図り、人と環境に優しい都市づくりを進めていきます。また、生態系の保護、自然景観の保全、災害の防止などの観点から重要な自然環境について、「緑の基本計画」等に基づく保全を図ります。

#### ①豊かな自然の保全の方針

##### <主な方向性>

- ・ 本市は北部地区を中心として、国の天然記念物に指定されている小提西池のカキツバタ群落や、野鳥の飛来地として知られる岩ヶ池、草野池など、本市独自の豊かな自然を有しています。また、亀城公園は本市の歴史と文化に触れあえる市街地内の貴重な緑地であり、市街地の周囲には一団の優良な農地が残されていることから、身近な緑の空間・景観要素となっています。
- ・ 地域固有の歴史が育んだ生物が、それぞれにふさわしい環境で生き続け、健全な生態系が持続するように、生物多様性に配慮した自然環境の維持・保全に努めます。
- ・ 本市の豊かな自然は市民共有の大切な資産であり、今後も積極的に適正な保全に努めます。

#### (池沼の整備・保全)

ため池は、保水機能、遊水機能に優れた重要な施設であり、農業用利水に配慮しつつ、洪水調整池としての整備を推進します。また、洲原池、岩ヶ池、草野池をはじめとする北部ため池群は、野鳥が数多く飛来する貴重な自然環境であり、その保全に努めます。

#### (水辺空間の利用)

河川やため池の持つ水と緑、動植物の生息する水辺空間の回復や保全に努め、憩いの場や社会学習の場として活用します。また、河川改修に際しては、多自然川づくりを基本に、植生の復元や生物の生育環境の確保に努め、水辺空間の自然環境を保全します。

#### (市民との協働による自然保全・保護)

国の天然記念物に指定されているカキツバタ群落は適切に管理し、市民と協力して保護活動に努めます。また、自然観察会や環境講座などを通じ、自然環境の保全について広く市民に啓発を行い、保全活動への参加を促進します。

②自然環境と都市活力の両立

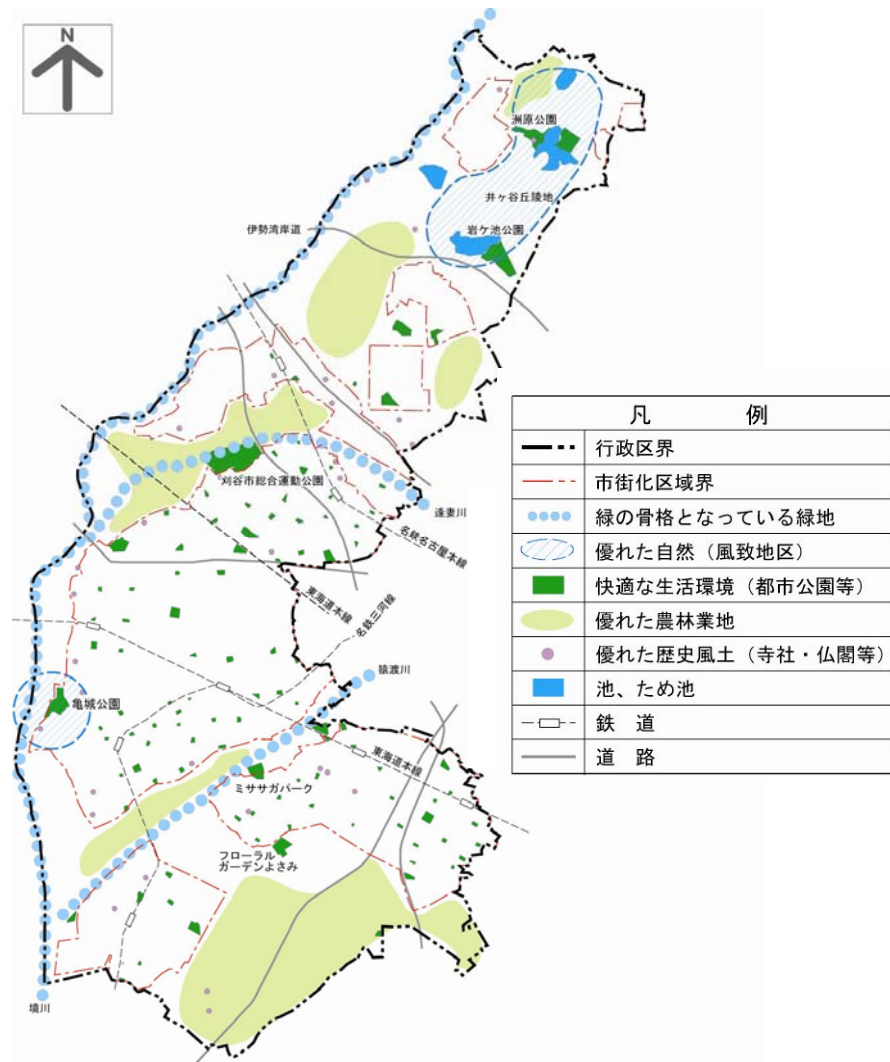
<主な方向性>

- 地球環境に対する関心の高まりや、国の取り組みなどを踏まえ、省エネ機器の導入や未利用エネルギーの活用等を推進する環境施策とともに、市街化区域内の未利用地の利用や都市の拠点となる中心市街地への都市機能の集積を促進します。

(環境負荷の低減)

環境面での負荷の軽減をめざし、物を大切にし、無駄なごみを出さない、ごみを再び資源として活用するなど、ごみの減量化・リサイクル化を促進します。特に、本市は製造業が基幹産業であることから、事業者の協力の下でエネルギー循環への取り組みを推進し、現在の市街地内に点在する小規模な工場などを集約化することで、産業部門からのCO2排出の抑制をめざします。

製造業における資材や製品の輸送は自動車輸送が中心となっていることから、こうした資材などの効率的な輸送や、通勤時間帯における交通渋滞解消は、温室効果ガス排出低減が図られます。したがって、公共交通重視の交通ネットワークの構築を図り、市中心部への自動車交通の流入を抑制するなど、環境負荷の小さい交通体系の構築に向けて、事業者と行政の協力の下で実現化をめざします。



自然環境保全方針図

### 3 - 3 - 6 都市防災の方針

東海・東南海地震や都市型水害などの安全・安心への対応等、住民の安全を確保するため、延焼や浸水被害の防止、避難路の確保等に配慮した防災性の高い市街地の形成を図ります。

#### ①都市基盤施設の整備方針

##### <主な方向性>

- ・ 防災に関しては、災害時における市街地や集落の孤立回避に向けたライフライン・道路網の充実や、非常時に自立可能な地域コミュニティの形成、安全で安心な都市形成を図ります。
- ・ 都市基盤施設が不足する密集した市街地では、都市基盤施設の整備や避難路などの確保により、災害に強く安全な市街地の形成を促進します。

##### (ライフライン、交通施設・道路の整備)

水道・下水道・電気・電話・ガス等のライフラインの構造的な強化を図り、震災・火災時の避難や緊急活動の円滑化等のため、電線共同溝の導入などの電線類の地中化を進めます。また、地元要望を踏まえ、緊急輸送道路や生活道路などの幅員の拡幅など、道路施設の保全整備に努めます。

##### (防災空間、拠点の整備)

災害時の避難者の安全を確保するため、都市空間および防災拠点となる公園・緑地の整備、農地・林地の保全、避難所に指定されている施設などの防災拠点の整備・拡大を図ります。

「地震対策アクションプラン」に基づき、電線類地中化や道路、橋りょうの安全確保などを計画的に推進し、緊急輸送路や避難路を確保します。

##### (木造住宅が密集している地域の整備)

木造住宅が密集している地域は、地震などの災害発生時に大規模災害につながる事が予想されるため、建築物の不燃化や生活道路整備により都市環境の改善を図り、建築物の耐火・耐震化等の促進、共同住宅等の防火、水利の確保と防災通路整備の促進などの対策を講じ、建築物自体の災害による事故の発生を防止するものとします。

また、これらの地域では、まちづくりに対して活動の支援を行い、災害に強いまちづくりに向けた市民意識の醸成を促進するとともに、防災安全上問題のある既成市街地で、民間活力の活用により宅地建物の共同化を促進し、防災性に優れた良好な住環境の整備を進めます。

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく耐震改修促進計画に基づき、耐震化対策が急務とされる施設等の改修等を進め、防火水槽、消火栓等の消防施設や耐震貯水槽等を適正に配置します。

②防災を支える地域コミュニティの維持やネットワークづくりの方針

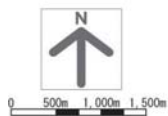
<主な方向性>

- ・ 自然災害の発生した場合には、とりわけ市民を中心とした地域におけるコミュニティやネットワークが重要となることから、地域コミュニティの維持や地域のネットワーク構築を図ります。

(地域コミュニティの維持・ネットワーク構築)

防災訓練や自治会活動などを通じて、市民の防災意識の高揚を図りつつ、自然災害発生時における行政と市民、市民同士のネットワークの形成をめざします。

特に、高齢者や障がい者のみならず、子供も含めた全ての人々が快適で安心して生活できるよう、人と環境に優しいまちづくりを進め、良好な都市環境の形成をめざし、建築物、道路、公園、下水道、河川等の施設整備に関しては、高齢者、障がい者などにも配慮した快適で安全な施設とします。



| 凡 例 |                  |
|-----|------------------|
|     | 第一次緊急輸送道路(愛知県指定) |
|     | 第二次緊急輸送道路(愛知県指定) |
|     | 刈谷市指定緊急輸送道路等     |
|     | 避難所及び避難場所        |
|     | 主要な公園            |
|     | 救急告示医療機関         |
|     | 市役所、消防署          |
|     | 鉄道・駅             |

■避難所及び避難場所

| 番号 | 施設名        |
|----|------------|
| 1  | 愛知教育大学     |
| 2  | 刈谷高等学校     |
| 3  | 刈谷北高等学校    |
| 4  | 刈谷工業高等学校   |
| 5  | 刈谷東高等学校    |
| 6  | 刈谷南中学校     |
| 7  | 刈谷東中学校     |
| 8  | 富士松中学校     |
| 9  | 雁が音中学校     |
| 10 | 依佐美中学校     |
| 11 | 朝日中学校      |
| 12 | 亀城小学校      |
| 13 | 小高原小学校     |
| 14 | 衣浦小学校      |
| 15 | 住吉小学校      |
| 16 | 日高小学校      |
| 17 | かりがね小学校    |
| 18 | 平成小学校      |
| 19 | 富士松南小学校    |
| 20 | 富士松東小学校    |
| 21 | 富士松北小学校    |
| 22 | 小垣江小学校     |
| 23 | 双葉小学校      |
| 24 | 東刈谷小学校     |
| 25 | 朝日小学校      |
| 26 | 小垣江東小学校    |
| 27 | 中央児童館      |
| 28 | 社会教育センター   |
| 29 | 青葉福祉センター   |
| 30 | 東刈谷市民センター  |
| 31 | 富士松市民センター  |
| 32 | 小垣江市民センター  |
| 33 | 北部市民センター   |
| 34 | 一ツ木福祉センター  |
| 35 | 心身障害者福祉会館  |
| 36 | 産業振興センター   |
| 37 | 南部生涯学習センター |
| 38 | 愛知県産業技術研究所 |

■主要な公園

| 番号 | 施設名       |
|----|-----------|
| 1  | 刈谷市総合運動公園 |
| 2  | 亀城公園      |
| 3  | 州原公園      |
| 4  | 岩ヶ池公園     |
| 5  | 原崎公園      |
| 6  | 野田公園      |
| 7  | 青山公園      |
| 8  | 狩野公園      |
| 9  | 日高公園      |
| 10 | 小垣江公園     |
| 11 | 猿渡公園      |
| 12 | 山崎公園      |
| 13 | ついち公園     |

■救急告示医療機関

| 番号 | 施設名      |
|----|----------|
| 1  | 刈谷豊田総合病院 |
| 2  | 村上外科病院   |
| 3  | 刈谷整形外科   |
| 4  | 榊原医院     |

■市役所、消防署

| 番号 | 施設名      |
|----|----------|
| 1  | 刈谷市役所    |
| 2  | 刈谷消防署    |
| 3  | 刈谷消防署北分署 |
| 4  | 刈谷消防署南分署 |

緊急輸送道路及び避難所

### 3 - 3 - 7 都市景観の方針

魅力ある都市景観の形成による潤いのある快適な都市空間づくりをめざし、本市の持つ様々な景観要素を一体的に結びつけることにより、新たな風景の魅力を創出します。

#### 都市景観の方針

##### < 主な方向性 >

- ・ 地域の特性や周辺との連続性への配慮、ランドマークとなる建築物や工作物における周辺との調和、自然や歴史などの資源の活用等により、特徴的かつまとまりのある景観形成を図ります。

##### (まちなみ・景観の充実)

景観法による景観計画を策定し、良好な景観資源の保全や活用と、新たな魅力ある景観づくりを進めます。また、都市景観形成を進めるため、重点地区やモデル地区の設定を検討し、先導的な景観モデル地区として新市街地における地区計画などの活用や、景観条例の制定についても積極的に取り組みます。道路、公園、河川、公共建築物などの都市施設や、公共施設整備にあたっては、地域景観の誘導指針となるような整備を推進します。

風致地区や社寺境内地などの樹林の保全や、緑地の確保を促進し、自然的景観の維持、形成に努め、市街地周辺に広がるまとまりのある農地は、本市の特徴的な景観として活用を図ります。

景観意識の普及、啓発に努め、自主的な取組みを支援することで、安全で快適な住環境整備を促進し、都市生活にうるおいとやすらぎを与えます。また、既成市街地や新たな居住系市街地では、住み心地のよい市街地を形成するため、敷地内の緑被率を高めるための支援を推進します。



### 3 - 3 - 8 その他都市施設整備の方針

人口動態や市街地動向などの自然的・社会的特性を踏まえつつ、快適で機能的な都市の構築に必要な都市施設整備については、以下のとおりとなります。

#### (1)河川及び下水道などの整備

河川及び下水道などの整備については、将来的な土地利用の動向や各種都市施設等の整備状況を適切に見据えながら、環境負荷を小さくし、安全で快適な都市づくりを支えるため、自然環境との調和に配慮した整備を推進します。

##### ①河川整備の方針

###### <主な方向性>

- ・ 流域における急激な市街化は、各々の河川が従来有している治水施設の整備だけでは、治水安全性の向上が困難となっています。そのため、境川・猿渡川流域では、下流域への雨水流出を抑制するため、引き続き総合治水対策を推進します。また、その他の河川流域においても、新たな市街地の開発にあたっては雨水の流出を抑制する調整池の設置など、総合的な治水対策を引き続き推進し、都市の防災性の向上を図ります。
- ・ 河川空間は憩いとレクリエーションの場としても位置づけられ、水と緑の空間を有効に利用できるよう整備を推進します。

##### (河川の整備)

近年の急激な市街化の進展に伴う市街地の保水能力の低下や、増加する集中豪雨により、浸水被害の危険性が高まっています。また、河川上流部に位置する市町の開発も進み、河川末端部に位置する本市の河川への負荷が増大しています。

そのため、治水対策は「刈谷市雨水総合対策整備計画」に基づき、県・流域関連市町村と連携した二級河川や準用河川など改修の促進、保水機能や遊水機能の維持強化、雨水貯留機能の確保及び下水道整備を進めます。特に、雨水貯留施設の確保については、民間開発での設置を促進します。

また、整備の際は、自然とふれあえる憩いや社会学習の場としての活用、植生の復元や生物の生育環境の確保、水質浄化対策など水辺空間の利用が図れるような整備を促進します。

## ②下水道整備の方針

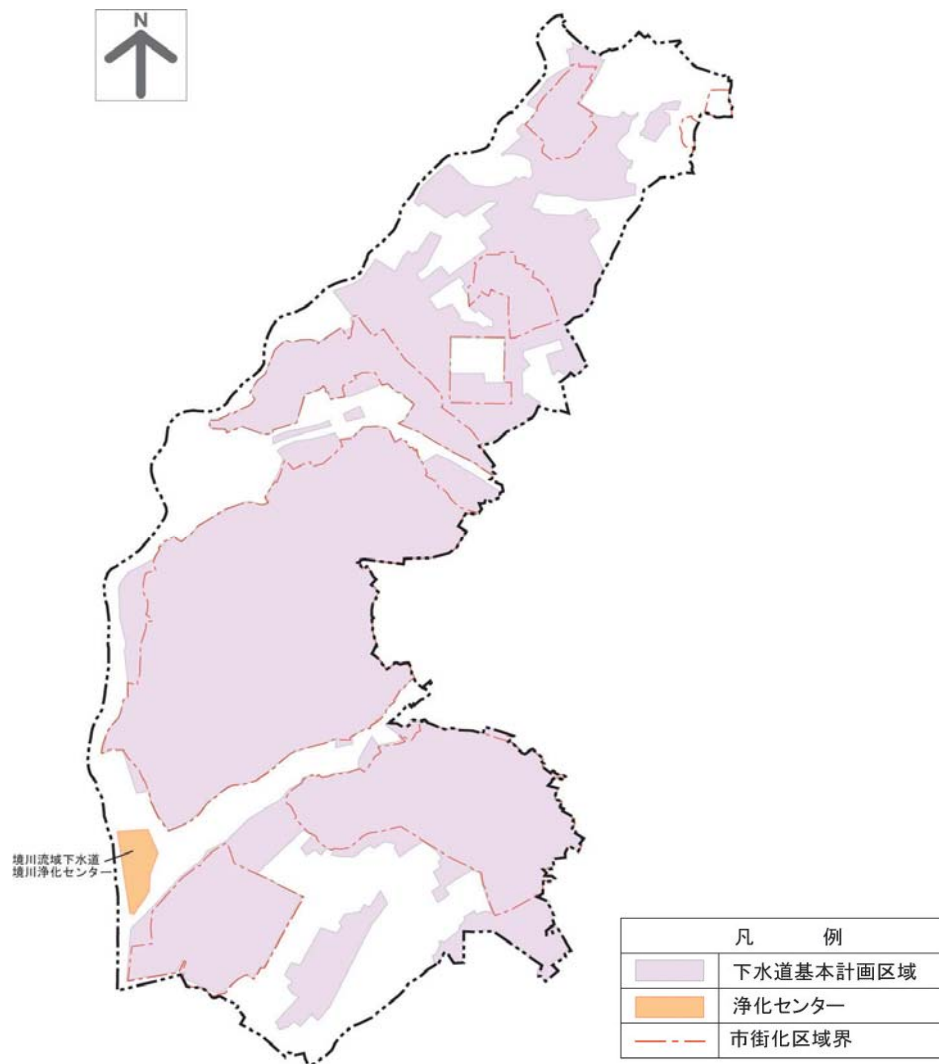
## &lt;主な方向性&gt;

- ・ 公共下水道（污水）は、上位計画である「境川流域下水道計画」との関連のもとに整備を推進します。
- ・ 公共下水道については、「刈谷市公共下水道基本計画」に基づき、整備を進めます。
- ・ 雨水排水については、市街地の一部の地区で浸水被害が発生しており、早期整備を図ります。

## （下水道の整備）

市街化区域及び市街化調整区域の既存集落を中心に、公共下水道（污水）の整備を推進し、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図ります。また、合流区域については、雨天時における未処理水の放流を減少させる措置を講じます。

既成市街地の浸水を防ぐため、公共下水道雨水幹線の整備などに努め、排水機能の向上を図ります。また、下水道施設の老朽化に対して、布設替や管更生工事などを行うことにより、下水道の機能低下、道路陥没による事故等を未然に防止し、施設の長寿命化を図るとともに、震災時に下水道の機能を維持できるよう、施設の耐震化を推進します。



公共下水道計画図（污水）

## (2) 文教施設などの整備

少子化及び高齢化の進展や様々な市民のニーズの変化に対応するため、文教施設についての整備を進めます。

### (学校教育施設)

学校施設の多くは有事の際の避難場所として想定されることから、学校施設の老朽化などに対しては、その安全性と快適性を確保するため、校舎などの改築、改修を計画的に実施し、児童生徒、地域住民が安心して活用できる学校施設の整備を進めます。

### (生涯学習施設)

市民の誰もが自由に参加し、楽しく学べる機会と場の充実を図るため、生涯学習推進の核となる生涯学習センターを中心とした活動を推進し、生涯学習施設を安全で快適に利用できるよう適切な維持管理を行い、施設改修の際には、ユニバーサルデザインに配慮します。

## (3) その他の施設の整備

### (火葬場・墓地)

周辺環境との調和と環境保全上の対策を考慮した斎園の施設整備を進めます。また、墓地については、需要及び供給の状況把握に努め、周辺環境に配慮した市民墓園の整備を図ります。

### (ごみ処理場)

周辺環境に充分配慮して焼却施設の更新などを行います。

### (水道施設)

水源浄水場の浄水、送水及び配水、また、各配水場の配水施設が更新時期を迎え、市内全域に布設された管路施設の老朽化が進行していくことから、計画的・継続的な更新を進めます。

### 3 - 3 - 9 市民参加・協働の方針

少子化及び高齢化の進展に伴う家族のあり方が変容する中で、地域のつながりが薄れ、暮らしの困りごとを家族や隣近所で担いきれなくなっています。また、個別化・複雑化する市民のニーズに対しては、地域で支え合い、市民が主役となり「自分たちが必要なことを自分たちでつくっていく」、「自分たちのまちは、自分たちでよくしていく」ことで、地域特性を活かした、より質の高いまちづくりを行うことが可能となります。

#### 市民参加・協働の方針

##### < 主な方向性 >

- ・ 様々な人や組織がよいまちにしようという目標を共有し、市民の提案や事業推進を支援します。
- ・ まちづくりを担う様々な主体と行政が協力して、市民生活を市民自身で守り合い、支えあうことができる共存・協働のまちづくりを推進します。

##### (市民の参加と協働)

まちづくりには、市民、NPO、ボランティア団体、事業者、行政などが、それぞれの立場・役割で複雑に関わります。めざすべき将来像の実現に向けては、重点的に進めるべき施策を明らかにし、地元主体のまちづくりを促進することで、計画的・効率的な事業の具体化をめざします。

まちづくりを円滑に進めていくためには、様々な主体が組織的に活動することが重要となることから、まちづくりの情報提供や市民、事業者などの主体的なまちづくり活動への支援など、地元からの提案によるまちづくりの促進に努めます。

##### (共存・協働のまちづくり)

市民がまちの課題を自分ごとと捉え、参加し、交流し、育ち合う循環づくりに努め、まちづくり活動への多様な市民参加を促進します。特に、施策立案や事業計画に際して、対話やワークショップの手法を活用し、市民が参加する機会を充実します。

市民ボランティア活動支援センターを中心に、知恵や人材を共有、活用し、コーディネート機能を充実します。また、まちづくりを担う各主体において、参加、対話、育ち合いをコーディネートできる人材を育成し、コーディネーターが活躍できる機会を充実し、課題解決に役立つ情報、共感や参加につながる情報などを蓄積し、必要な情報が必要な人へ伝わる仕組みづくりに努めます。

